

沖縄県耐震改修促進計画

平成11年 3月策定
平成19年 3月変更
平成22年 3月変更
平成22年12月変更
平成25年 3月変更
平成26年 6月変更
平成28年 6月変更
平成30年 4月変更
令和 3年10月変更

沖縄県

用語の定義

本計画における用語の定義は下表のとおりとする。

また、特に定めのない場合においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）、同法施行令及び同法施行規則並びに関係告示の用語の例によるものとする。

所管行政庁 (特定行政庁)	耐震改修促進法第2条第3項に掲げる長で、建築主事を置く市町村の区域においては当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については知事をいう。 沖縄県内では、沖縄県知事、那覇市長、浦添市長、宜野湾市長、沖縄市長、うるま市長のことをいい、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な指導・助言、指示等を行うことができる。
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手した建築物に適用される耐震基準。
耐震関係規定	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定。
住宅	一つ以上の世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造された建物。 建て方（一戸建・長屋建・共同住宅）、種類（専用・併用等）、利用関係（持家・貸家・分譲住宅等）を問わない。
耐震不明建築物	旧耐震基準による建築物のうち、地震に対する安全性が明らかでないもの。 ただし、昭和56年6月1日以後に増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事（耐震改修促進法施行令第3条各号に該当する場合を除く）に着手し、検査済証を受けたものは該当しない。
既存耐震不適格建築物	耐震関係規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存不適格建築物。
特定既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第14条各号及び同法施行令第6条第1項各号に掲げる不特定多数の者が利用する建築物で同法施行令第6条第2項及び第7条第2項に規定する一定規模以上のもの（要安全計画記載建築物を除く）。
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第14条第1号及び同法施行令第6条第1項各号に掲げる不特定多数の者が利用する建築物のうち、同法施行令第6条第2項に規定する一定規模以上のもの。 なお、新耐震基準及び旧耐震基準は問わない。
通行障害既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、緊急輸送道路の沿道に面し、前面道路の幅員に対し一定高さ以上のもの
要緊急安全確認大規模建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法附則第3条及び同法施行令附則第2条に規定する不特定多数の者が利用する大規模建築物。
防災拠点建築物 (要安全確認計画記載建築物)	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なもの。
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物。

目次

1 基本方針	1
1. 1 目的	
1. 2 計画の位置づけ	
1. 3 基本方針	
1. 4 沖縄県における過去の地震	
1. 5 沖縄県付近における地震分布	
1. 6 想定される地震の規模、被害の状況	
1. 7 地震による揺れやすさ	
2 耐震化の対象となる建築物	11
2. 1 耐震化の現状	
2. 2 耐震化を促進すべき建築物と目標設定	
2. 3 防災拠点建築物の耐震化の促進	
2. 4 緊急輸送道路の指定	
3 耐震化の促進を図るための施策	24
3. 1 普及・啓発の促進及び支援	
3. 2 実施体制の整備	
3. 3 耐震診断及び耐震改修技術者の育成及び登録	
3. 4 耐震化に係る助成及び支援	
3. 5 総合的な安全対策に対する取り組み	
3. 6 その他、耐震化を促進するための取り組み	
4 県、所管行政庁、市町村及び関係団体相互の連携	31
5 耐震改修等を促進するための指導や命令等	32
別表	33
第1表 防災拠点建築物一覧	
第2表 特定既存耐震不適格建築物一覧表	
資料編	
(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律／平成7年法律第123号	37
(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 ／平成28年3月25日国土交通省告示第529号	53
(3) 沖縄県地域防災計画（地震編・抜粋）	84

1 基本方針

1. 1 目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等から県民の生命及び財産を保護するために、建築物の耐震診断及び改修を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

我が国は、世界でも有数の地震国であり、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、その後の鳥取県西部地震、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など震度6以上の激しい揺れを伴う地震が立て続けに発生している。

特に平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、想定をはるかに超える揺れや大津波により、約2万5千人の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅及び建築物の倒壊等甚大な被害をもたらし、平成28年4月に発生した熊本地震では、これまで強い揺れが発生する確率が低いとされてきた地域において震度7が2度発生するなど、現在は日本国内においていつでも大地震が発生してもおかしくない状況下であると考えられる。

本県では、その歴史的・地理的背景から、開放的であるものの、必ずしも耐震性に優れていない建築物が見受けられており、中でも昭和56年までに建てられた現行の耐震基準を満たしていない住宅・建築物等の耐震対策については、県民の生命及び財産の保護の観点から重要な課題である。

また、地震発生時における人命の保護や速やかな救助・復旧を可能とするため、災害応急対策における拠点施設、避難救護における必要施設、円滑な避難や救急・消防活動の実施及び避難者への緊急物資の輸送等の観点から特に重要である緊急輸送道路沿いの建築物を対象とした耐震化の促進は急務である。

本計画は、これらの課題に対応し、公共並びに民間の住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修等を総合的かつ計画的に促進するためのものである。

○近年に発生した震度6以上の地震（M：気象庁マグニチュード）

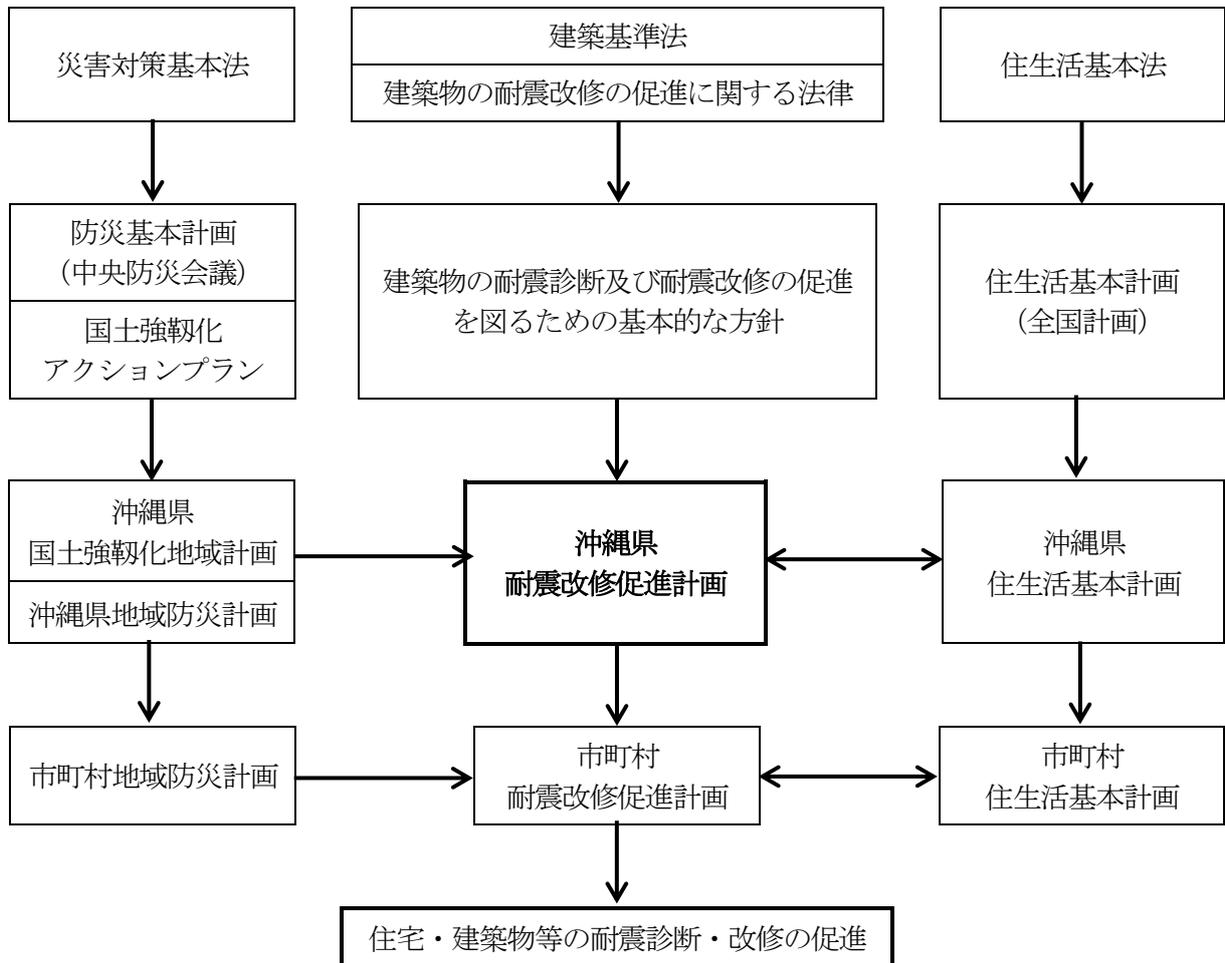
発生年月日	名称	M	震度	発生年月日	名称	M	震度
1995(H7)/1/17	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	7	2011(H23)/3/11	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.1	7
2000(H12)/10/6	鳥取県西部地震	7.3	6強	2011(H23)/3/12	長野県北部地震	6.7	6強
2003(H15)/5/26	宮城県沖地震	7.1	6弱	2011(H23)/3/15	静岡県東部地震	6.4	6強
2003(H15)/7/26	宮城県北部地震	6.5	6強	2011(H23)/4/7	宮城県沖地震	7.2	6強
2003(H15)/9/26	十勝沖地震	8.0	6弱	2011(H23)/4/11	福島県浜通り地震	7.0	6弱
2004(H16)/10/23	新潟県中越地震	6.8	7	2011(H23)/4/12	福島県中通り地震	6.4	6弱
2005(H17)/3/20	福岡県西方沖地震	7.0	6弱	2013(H25)/4/13	淡路島沖地震	6.3	6弱
2005(H17)/8/16	宮城県沖地震	7.2	6弱	2014(H26)/11/22	長野県神城断層地震	6.7	6弱
2007(H19)/3/25	能登半島地震	6.9	6強	2016(H28)/4/14	熊本地震	6.5	7
2007(H19)/7/16	新潟県中越沖地震	6.8	6強	2016(H28)/4/16	熊本地震	7.3	7
2008(H20)/6/14	岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	2016(H28)/6/16	内浦湾地震	5.3	6弱
2008(H20)/7/24	岩手県沿岸北部地震	6.8	6弱	2016(H28)/10/21	鳥取県中部地震	6.6	6弱
2009(H21)/8/11	駿河湾地震	6.5	6弱	2016(H28)/12/28	茨城県北部地震	6.3	6弱
				2018(H30)/6/18	大阪府北部地震	6.1	6弱
				2018(H30)/9/6	北海道胆振東部地震	6.7	7
				2019(R1)/6/18	山形県沖地震	6.7	6強
				2021(R3)/2/13	福島県沖地震	7.3	6強

1. 2 計画の位置づけ

本計画は、「沖縄県地域防災計画（平成27年3月沖縄県防災会議）」（以下「地域防災計画」という。）を補完し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成28年3月25日国土交通省告示第529号）」（以下「基本方針」という。）に基づき、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するための具体的な施策の展開に当たっての基本計画となるものである。

本計画は、耐震改修促進法及び基本方針に基づき国が定めた基本方針に基づき作成するものであり、沖縄県における住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、具体的な耐震化の目標、施策、地震に対する安全性の普及啓発や措置等に関する事項を定め、県内の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置づけることにより、着実な耐震化の推進を図るものである。

また、策定においては、「沖縄県国土強靱化地域計画」及び「地域防災計画」等に定められている防災関連施策等を踏まえるとともに、沖縄県住生活基本計画における住宅施策との整合を図るものとする。



1. 3 基本方針

本県における住宅及び建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するにあたっては、以下の事項を基本とする。

(1) 対象区域

本計画は、沖縄県全域を対象とする。ただし、市町村耐震改修促進計画が策定されている場合はそれを優先することとする。

(2) 実施方針

本計画では、県内全域の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間とし、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ効率的に実施し、定期的に計画の実施状況を検証した上、必要に応じて耐震化の目標や目標達成に向けた計画内容の見直しを図ることとする。

また、県内全市町村は本計画を踏まえ、それぞれ耐震改修促進計画を策定し、計画的に施策を実施し、耐震化に取り組むよう努めるものとする。

(3) 対象とする建築物

耐震診断及び耐震改修を促進する建築物は、耐震改修促進法に規定する下記の既存耐震不適格建築物を対象とし、これらのおり耐震化に向け執り行っていくこととする。

○住宅

直接県民の生命・財産に関わるものであり、被災軽減に重要である住宅の耐震化を促進する。

○民間建築物

地震による建築物の倒壊等の被害を防ぐため、建築物の耐震診断を促進し、特に耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物については、耐震診断及び耐震改修を促進する。

○公共建築物

公共建築物は、災害時の活動拠点となる重要な施設が多いことから、率先して耐震化を行うものとする。

1. 4 沖縄県における過去の地震

沖縄県においても過去に多くの地震被害を経験している。

周知のように、沖縄県の位置する南西諸島では、宮古島から与那国島までのいわゆる先島近海の他、鹿児島県の喜界島付近並びに台湾の東海岸付近において比較的活発な地震活動が認められており、沖縄県下では、溺死者1万1千人余を出した1771年の「八重山津波地震」の他、多くの地震を経験している。

また津波においても、先島近海を震源とする地震が基となった津波の他、1960年のチリ地震津波（死者3人、家屋全半壊137棟、橋梁破損9箇所等）等南半球の地震の影響によるものや2011年の東日本大震災によるものなど、沖縄県内では地震による揺れを観測しなかったものの、津波警報が発令され、観測されている事例も多数ある。

平成13年（2001年）から令和2年（2020年）までの20年間に於いて、県内で震度1以上を観測した地震は1,466回あり、年平均約73回の発生となっている。

そのうちの7割は震度1だが、震度4が14回、震度5弱が3回（2004年、2010年、2018年）発生しており、近年、沖縄県周辺において人命に関わる大きな地震被害はないが、周辺には火山帯や複数のプレート及び断層が位置していることから、周辺地域の地震活動が今後も引き続き低いと判断するのは大変危険である。

なお、本県における過去の地震の発生状況及び津波警報の発令状況は以下のとおりである。

○沖縄県付近における主な地震被害（M：マグニチュード）

発生年月日	震 源	M	震度	被 害
1771/ 4/24	石垣島近海	7.4	—	死者11,861人（八重山9,313人、宮古2,548人） 家屋全壊3,229棟
1898/ 9/ 1	八重山諸島	7.0	—	石垣・宮古島で家屋半壊2戸、堤防破損1箇所、
1909/ 8/29	沖縄本島近海	6.2	—	那覇・首里で死者1人、負傷者10人 家屋全半壊16棟
1911/ 6/15	奄美大島近海	8.0	6	奄美大島・喜界島で震度6、沖縄島で震度5 死者12人、負傷者26人、家屋全壊422棟
1915/ 1/ 6	石垣島北西沖	7.4	4	石垣島で石垣崩壊105か所
1926/ 6/29	沖縄本島北西沖	7.0	4	那覇市で震度4
1926/ 8/ 7	宮古島近海	7.0	4	石垣市で震度4
1938/ 6/10	宮古島北西沖	7.7	4	平良港で栈橋流失
1947/ 9/27	与那国島近海	7.4	5	死者5人（石垣島1人、西表島4人） 山崩れ、地割れ、落石
1958/ 3/11	石垣島近海	7.2	5	死者2人
1960/ 5/23	チリ津波地震	9.5	—	死者3人、負傷者2人、家屋全壊28戸 橋梁破損9箇所、道路決壊11箇所
1966/ 3/13	与那国島近海	7.8	5	死者2人 家屋被害4棟、石垣崩壊23か所

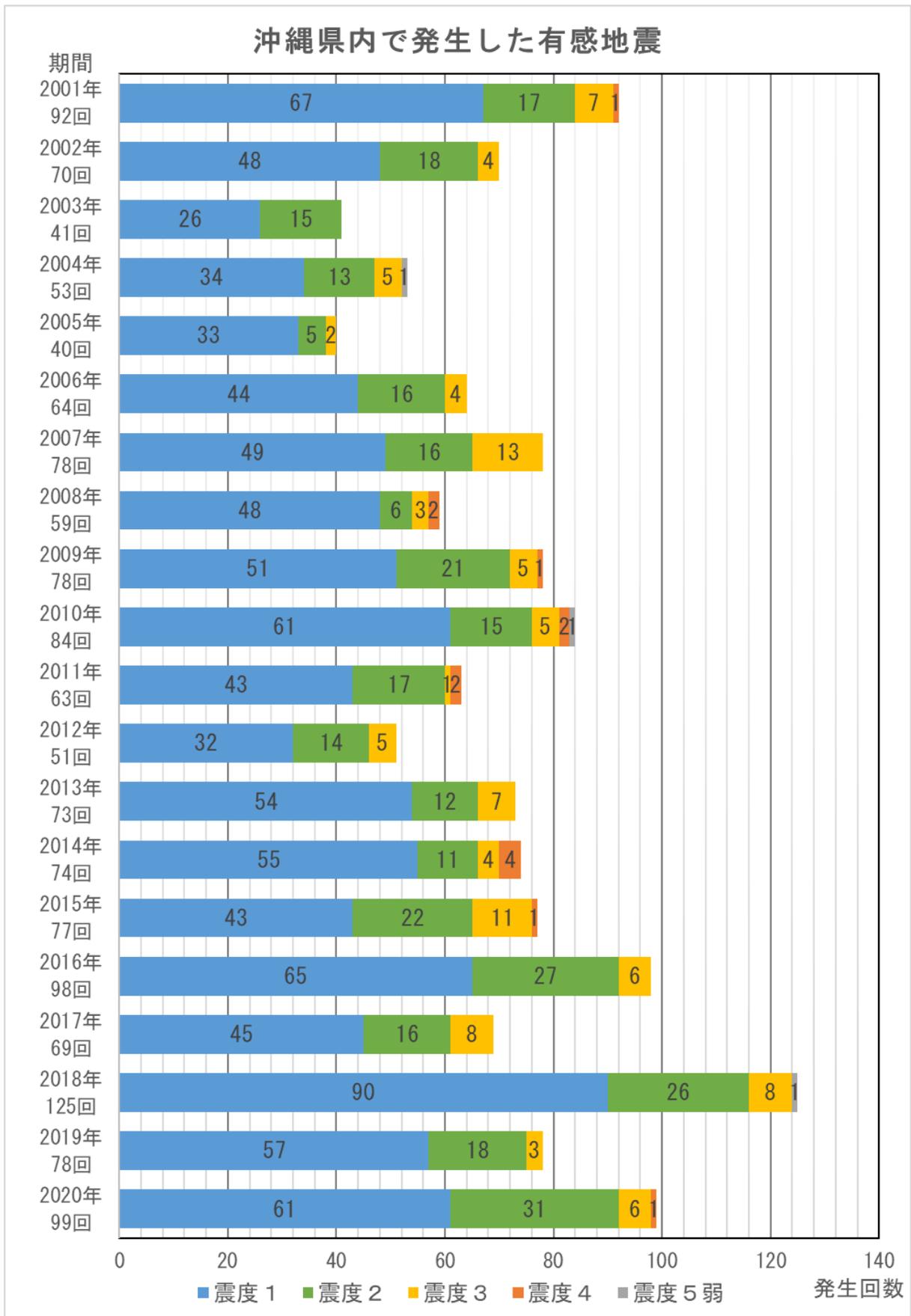
1992/10/14～ 1993/ 5/17	西表島近海	5.0	5	震度5（6回）をはじめ、総計1,336回の有感地震を観測
1998/ 5/ 4	石垣島南方沖	7.7	3	与那国島・石垣島・宮古島などで震度3を観測
2000/11/14	西表島付近	4.9	5弱	西表島で震度5弱を観測
2004/10/15	与那国島近海	6.6	5弱	与那国島で震度5弱を観測
2010/ 2/27	沖縄本島近海	7.2	5弱	糸満市で震度5弱を観測
2011/11/ 8	沖縄本島北西沖	7.0	4	沖縄本島及び周辺離島で最大震度4を観測
2015/ 4/20	与那国島近海	6.8	4	与那国島で震度4を観測

出典：「沖縄県における地震・津波・火山噴火資料（沖縄気象台）」及び「気象庁防災気象情報」等を参考に作成

○沖縄県で警報が発令された地震津波（M：マグニチュード）

発生年月日	震央地名	M	警報発令地域	最大津波高さ
2001/12/18	与那国島近海	7.3	宮古島、八重山	10cm
2002/ 3/26	石垣島南方沖	7.0	沖縄本島、宮古島、八重山	10cm
2002/ 3/31	台湾付近	7.0	沖縄本島、宮古島、八重山	10cm
2007/ 4/20	宮古島北西沖	6.7	宮古島、八重山	—
2007/ 8/16	ペルー沿岸	7.9	沖縄本島、大東島、宮古島	15cm
2007/ 8/16	ニューギニア付近	7.5	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	12cm
2009/ 1/ 4	石垣島近海	6.7	宮古島、八重山	—
2009/ 8/17	石垣島近海	6.6	宮古島、八重山	—
2009/ 8/17	サモア諸島	8.1	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	7 cm
2009/ 9/30	石垣島近海	6.5	宮古島、八重山	—
2010/ 2/27	沖縄本島近海	7.2	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	13cm
2010/ 2/27	チリ中部沿岸	8.5	沖縄本島、大東島	34cm
2010/ 3/11	東日本大震災	9.0	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	65cm
2012/ 8/31	フィリピン諸島	7.6	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	6 cm
2013/ 2/ 6	サンタクルーズ諸島	7.9	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	9 cm
2014/ 4/ 2	チリ北部沿岸	8.1	沖縄本島	8 cm
2015/ 4 20	与那国島近海	6.8	沖縄本島、宮古島、八重山	—
2015/ 5/ 3	鳥島近海	5.9	大東島	3 cm
2015/ 9/17	チリ中部沿岸	8.3	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	13cm
2015/11/14	薩摩半島西方沖	7.1	沖縄本島	—

出典：「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）」及び「気象庁ホームページ」等を参考に作成



出典：「気象庁 震度データベース検索」等を参考に作成

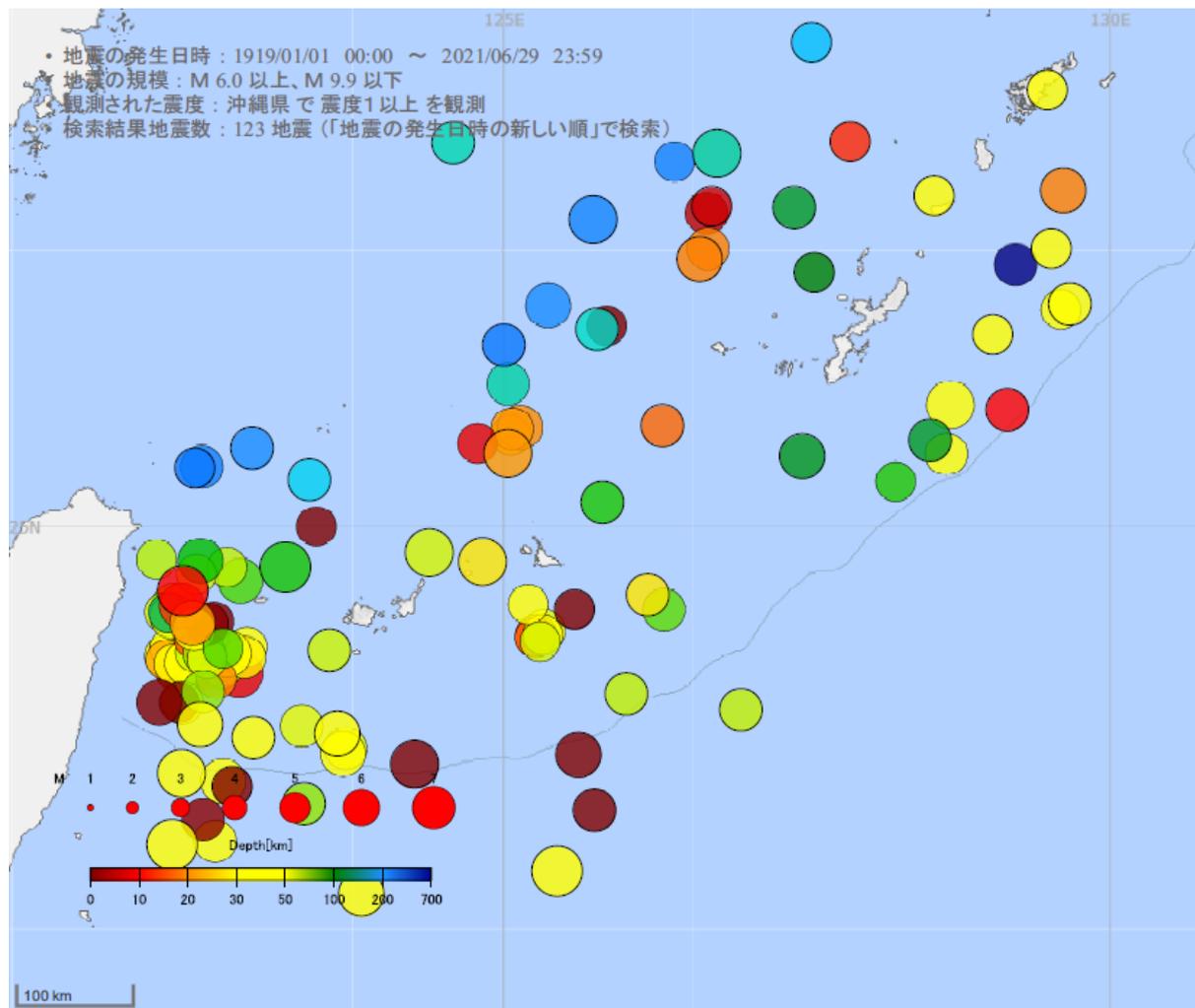
1. 5 沖縄県付近の地震分布

沖縄県内及びその付近においても引き続き地震が発生している。

沖縄県周辺では、これまで奄美大島東方沖や沖縄本島南東沖、西表島南西沖などにおいてマグニチュード6.0以上の規模が比較的大きな地震が多数発生している。

特に平成13年（2001年）から令和2年（2020年）までの20年間において計44回と年平均2回程度発生していることから、引き続き地震に対する警戒が必要となっている。

○沖縄県における過去の震源位置（マグニチュード6.0以上）



出典：「気象庁 震度データベース検索」等を参考に作成

1. 6 想定される地震の規模、被害の状況

沖縄本島及び先島地域を含めた各地域で想定される地震で甚大な被害が発生することが予測されている。

沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、本県の陸域部及び周辺海域で発生するおそれがある地震の中から海溝型や内陸型等25の想定地震を設定し、それぞれの地震における県内各地の被害分布状況を予測している。

同報告書における想定地震は、災害対策上の基礎資料とするものであるため、現時点の科学的知見で発生する可能性がある地震のうち、本県に大きな人的・物的被害をもたらす可能性があるものを設定している。

○地震・津波被害予測の想定地震一覧（M：マグニチュード）

想定地震	タイプ	M	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備考
沖縄本島南部断層系	内陸型	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（7）	前回調査 (平成21年 度)より
伊祖断層	内陸型	6.9	那覇市周辺において震度が強い（7）	
石川-具志川断層系	内陸型	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（7）	
沖縄本島南部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い（6強）	
宮古島断層	内陸型	7.3	宮古島において震度が強い（7）	
西田川-セナイ滝	内陸型	7.0	西表島において震度が強い（7）	
八重山諸島南西沖地震	海溝型	8.7	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	平成23・24 年度津波・ 被害想定 調査より
八重山諸島南方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
八重山諸島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
沖縄本島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
沖縄本島東方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
石垣島南方沖地震	海溝型	7.8	黒島において震度が強い（6弱）	
石垣島東方沖地震	海溝型	8.0	石垣島において震度が強い（6強）	
与那国島北方沖地震	海溝型	8.1	与那国島において震度が強い（6強）	
石垣島北方沖地震	海溝型	8.1	西表島、多良間島において震度が強い（6強）	
多良間島北方沖地震	海溝型	8.1	多良間島において震度が強い（6強）	
宮古島北方沖地震	海溝型	8.1	宮古島において震度が強い（6強）	
久米島北方沖地震	海溝型	8.1	久米島、粟国島において震度が強い（6強）	
沖縄本島北西沖地震	海溝型	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が強い（6弱）	
沖縄本島南東沖地震3連動	海溝型	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い（6強）	
八重山諸島南方沖地震3連動	海溝型	9.0	先島諸島広域において震度が強い（6強）	
沖縄本島北部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い（6強）	平成25年 度に新規 設定
宮古島スラブ内	内陸型	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が強い（6強）	
石垣島スラブ内	内陸型	7.8	石垣島市街地において震度が強い（6強）	
一律地震動による地震	直下型	6.9	沖縄県内全域において震度が強い（6弱）	前回調査

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書及び沖縄県地域防災計画

○地震・津波被害量予測一覧

注：(津波)の欄は全体数のうち津波が占める被害数。

想定地震	死者[人] (津波)	負傷者[人] (津波)	要救助者[人] (津波)	避難者(避難所内)[人]			全壊[棟] (津波)	半壊[棟] (津波)	上水道 断水[人]	下水道 支障[人]	停電 [軒]	通信機能 不通[回線]	都市ガス 支障[戸]
				直後	1週間後	1ヶ月後							
沖縄本島南部断層系による地震	173	7,083	5,074	17,153	35,885	22,577	13,610	30,639	242,587	204,106	59,729	36,087	22,438
伊祖断層による地震	147	7,244	4,952	17,534	38,406	19,422	13,375	32,499	290,955	217,921	51,690	37,512	27,177
石川一具志川断層系による地震	184	7,088	4,566	16,114	28,171	13,676	14,614	29,531	200,213	201,988	54,942	24,169	1,851
沖縄本島南部スラブ内地震	453	15,579	12,765	36,957	87,542	51,464	32,782	62,606	640,165	264,554	128,162	78,275	52,699
宮古島断層による地震	26	1,185	788	2,397	3,462	1,568	2,648	4,073	23,652	3,876	7,081	4,711	0
八重山諸島南西沖地震	26 (25)	584 (465)	35 (4)	625	394	225	329 (140)	834 (158)	196	4,477	1,204	626	0
八重山諸島南方沖地震	108 (107)	1,511 (1,354)	45 (8)	1,430	1,063	533	922 (721)	1,324 (446)	1,080	4,821	2,986	1,341	0
八重山諸島南東沖地震	93 (91)	2,560 (1,929)	146 (51)	5,381	2,648	1,256	1,466 (235)	5,293 (702)	12,769	143,117	1,027	617	897
沖縄本島南東沖地震	9,418 (9,349)	90,850 (86,192)	36,111 (33,800)	141,097	103,560	72,531	37,385 (28,189)	44,255 (20,659)	539,373	590,562	152,967	99,103	53,000
沖縄本島東方沖地震	6,337 (6,269)	59,359 (54,675)	7,819 (5,650)	81,377	80,288	53,721	25,151 (16,168)	38,356 (13,992)	488,878	276,396	110,047	53,533	8,112
石垣島南方沖地震	1,729 (1,727)	8,906 (8,774)	1,478 (1,423)	16,992	6,138	4,341	3,795 (3,547)	3,354 (2,694)	11,754	9,178	11,959	11,001	0
石垣島東方沖地震	2,150 (2,145)	9,800 (9,462)	2,100 (1,921)	18,546	7,865	5,502	5,066 (4,442)	4,076 (2,551)	15,075	13,510	15,541	13,872	0
石垣島北方沖地震	122 (118)	1,996 (1,645)	484 (366)	4,940	1,200	678	686 (188)	2,698 (931)	882	5,839	3,580	2,478	0
久米島北方沖地震	1,362 (1,324)	24,805 (23,453)	27,586 (27,109)	79,118	32,781	22,675	16,677 (12,654)	24,429 (15,408)	96,180	542,089	42,411	39,928	53,000
沖縄本島北西沖地震	641 (630)	11,995 (11,071)	1,627 (1,457)	21,632	10,092	5,559	6,426 (4,282)	11,928 (5,108)	25,535	195,186	13,96	6,983	1,150
沖縄本島南東沖地震3連動	11,340 (11,109)	116,415 (105,025)	47,092 (39,356)	178,501	152,397	105,539	58,346 (35,308)	70,714 (22,778)	775,977	629,135	223,506	137,860	53,000
八重山諸島南方沖地震3連動	2,432 (2,414)	15,213 (13,590)	2,457 (1,926)	27,117	17,970	10,233	10,666 (7,030)	12,954 (2,633)	79,112	183,779	23,571	19,129	2,131
沖縄本島北部スラブ内地震	182	8,529	4,240	19,008	59,258	29,048	14,791	40,291	518,909	233,564	80,778	42,664	9,924
宮古島スラブ内地震	18	1,039	585	1,987	2,811	1,263	1,995	3,958	18,276	5,269	5,872	3,906	0
石垣島スラブ内地震	17	702	397	1,383	1,166	692	1,163	2,920	412	5,219	5,909	4,180	0

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書及び沖縄県地域防災計画

1. 7 地震による揺れやすさ

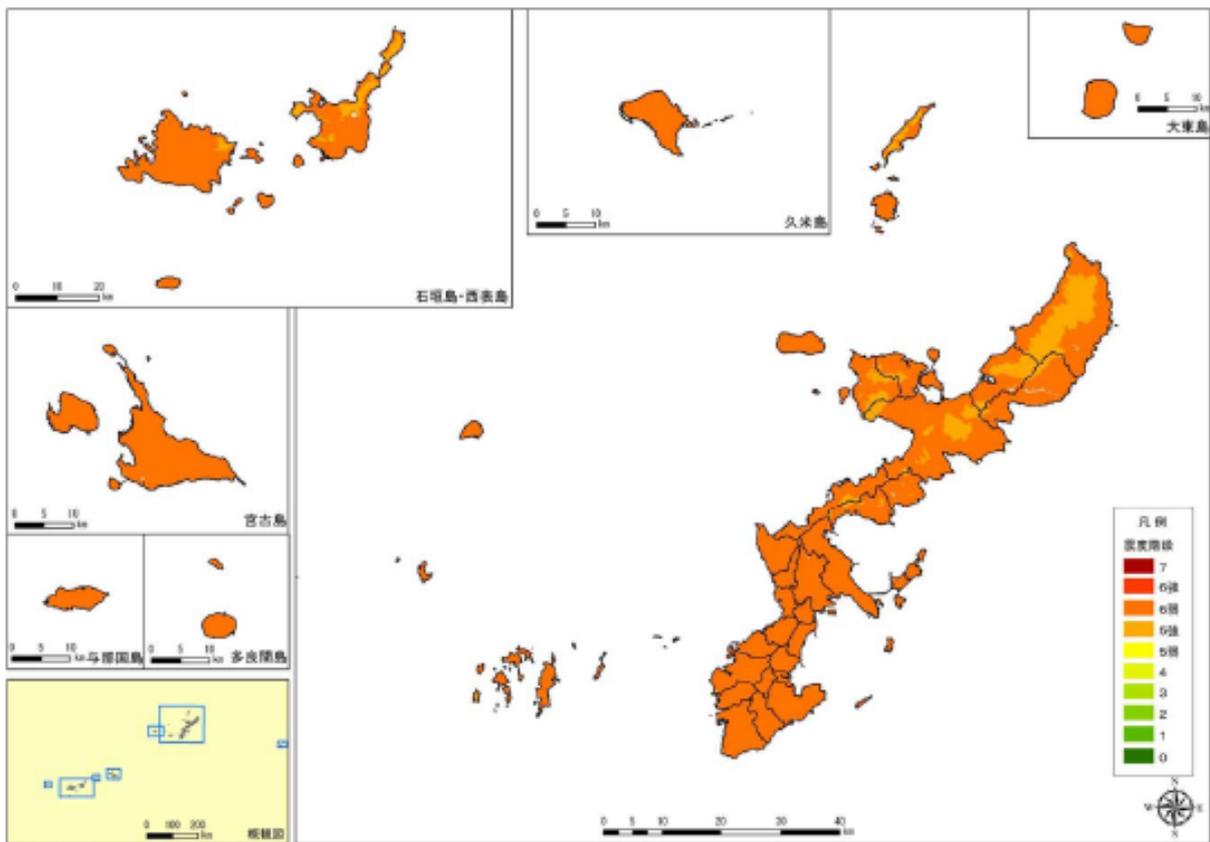
沖縄県でも揺れやすい地盤が広く分布しており、大きな揺れが予想されている。

地震は、海溝型地震（プレート境界型等）や内陸型地震（活断層等）以外にも、被害を引き起こすものが発生することがあり、特に内陸では活断層が分布していなくてもマグニチュード6クラスの地震が発生する可能性がある。

沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、活断層が確認されていない地域で起こりえる最大級の揺れの程度を把握できるように、県内一律でマグニチュード6.9の地震が発生した場合の地盤の揺れやすさについて予測を行っている。

特に海岸線沿いや埋立地等で非常に揺れやすい地盤が多く存在しており、地震発生時に最大で震度5強～6弱程度の強い揺れが発生することが予想されている。

○一律地震動による地震の震度分布（マグニチュード6.9、上端深さ5km）



出典：沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）

2 耐震化の対象となる建築物

2.1 耐震化の現状

耐震性能に問題があると懸念されている建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅及び特定既存耐震不適格建築物等であり、耐震診断及び耐震改修を行う必要がある。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災での建築物の被害は、全壊104,906棟、半壊144,274棟を記録した。

国土交通省の報告によると、建築物の被害に占める「大破・中小破」の割合について、昭和56年以前の建築物では約65%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約25%と被害が大幅に減少している。

これは、昭和56年における建築基準法の改正により、建築物における耐震基準の抜本的見直しが計られた結果であると推測される。

また、平成28年に発生し、震度6以上を7回、震度7を2回記録した熊本地震における建築物の被害においても、全壊8,667棟、半壊34,719棟、一部破損162,500棟を記録しているが、建築物の被害に占める「大破」の割合は、昭和56年以前の建築物では約46%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約15%と被害が大幅に減少しており、「無被害」の割合も、昭和56年以前の建築物では約5%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約31%と約6倍となっており、旧耐震基準と新耐震基準による建築物の被害の差は顕著に表れている。

阪神・淡路大震災を契機に平成7年に耐震改修促進法が制定され、県内でも建築物の耐震化を推し進めてきたことで、建築物における耐震診断等の実施実績は徐々に増えてきているものの、耐震改修の実績は未だ少なく、除却及び建替等により耐震化が進められているのが現状となっている。

今後、耐震化率の向上を図るためには、住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とし、県及び市町村は耐震化支援のための環境整備と適切な指導を行っていく。

それを踏まえた上で、昭和56年以前の建築物について耐震診断を実施し、耐震性が不足するものについては、現状に応じて耐震改修や建替等を進めていくことが必要である。

(1) 住宅

住宅・土地統計調査による建築年代別戸数を見てみる。

平成15年は総戸数465,100戸に対し、昭和56年以前の住宅は166,900戸(35.9%)、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は96,500戸と推測される。よって耐震性のある住宅は368,600戸(79.2%)と推測^{*}される。

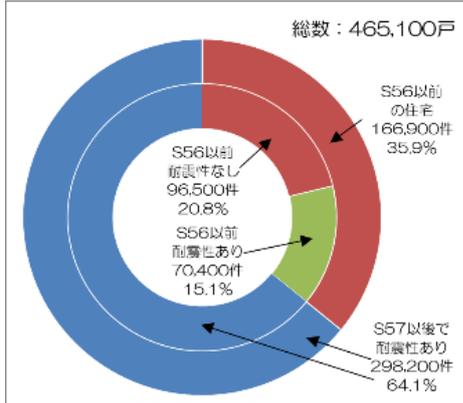
平成20年は総戸数504,400戸に対し、昭和56年以前の住宅は160,000戸(31.7%)、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は91,400戸と推測される。よって耐震性のある住宅は413,000戸(81.9%)と推測^{*}される。

平成25年は総戸数537,300戸に対し、昭和56年以前の住宅は151,400戸(28.2%)、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は66,000戸と推測される。よって耐震性のある住宅は471,300戸(87.7%)と推測^{*}される。(※：国の耐震化率の算定方法に準じて推測)

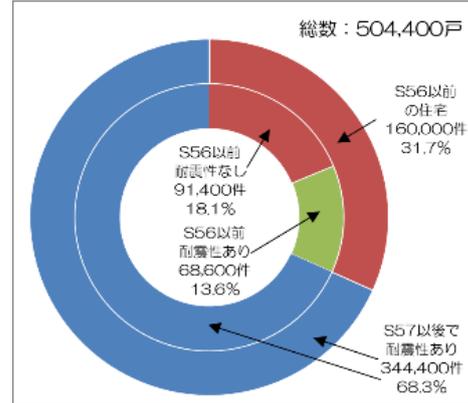
平成30年は総戸数577,000戸に対し、昭和56年以前の住宅は131,900戸(22.9%)、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は51,900戸と推測される。よって耐震性のある住宅は525,100戸(91.0%)と推測^{*}される。(※：国の耐震化率の算定方法に準じて推測)

本県では、住宅の耐震化率を平成32年(令和2年)までに95%に引き上げることを目標としていたが、未達となっている。

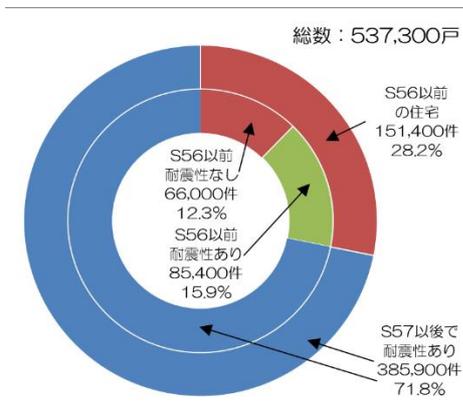
○住宅の耐震性 (H15)



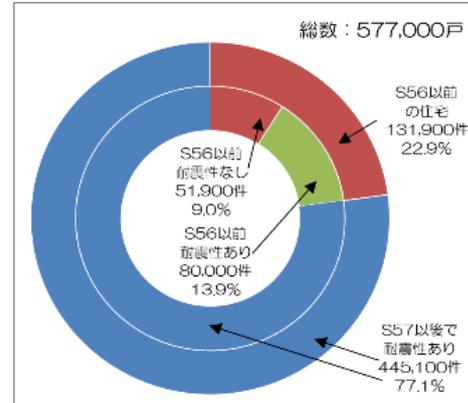
○住宅の耐震性 (H20)



○住宅の耐震性 (H25)



○住宅の耐震性 (H30)



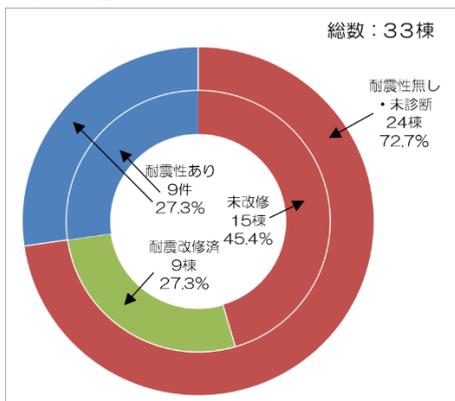
(2) 耐震診断義務付け対象建築物

令和2年度時点の本県における要緊急安全確認大規模建築物の総数33棟に対し、耐震診断によって「耐震性あり」と判断される建築物は9棟、耐震改修を行い、耐震性を確保した建築物は9棟であり、よって耐震性のあるものは18棟 (54.5%) である。

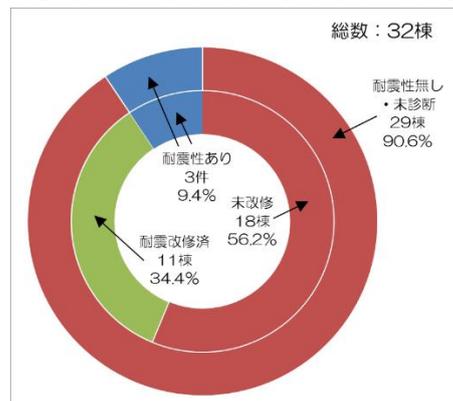
また、要安全確認計画記載建築物の総数32棟に対し、耐震診断によって「耐震性あり」と判断される建築物は3棟、耐震改修を行い、耐震性を確保した建築物は11棟であり、よって耐震性のあるものは14棟 (43.8%) である。

よって、耐震診断義務付け対象建築物については、総数65棟に対し、耐震診断によって「耐震性あり」と判断される建築物は12棟、耐震改修を行い、耐震性を確保した建築物は20棟となり、よって耐震性のあるものは32棟 (49.2%) となる。

○要緊急安全確認大規模建築物の耐震性 (R2)



○要安全確認計画記載建築物の耐震性 (R2)

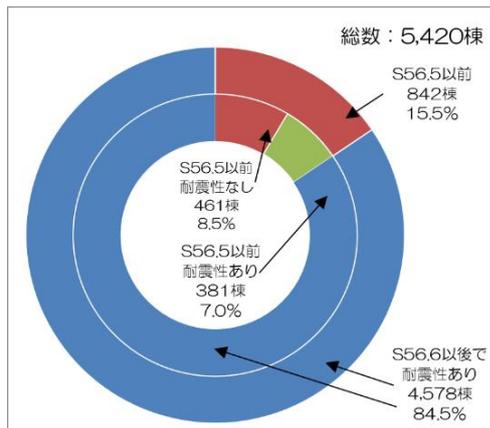


(3) 多数の者が利用する建築物

平成28年度時点の本県における学校、病院、ホテルなどの耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の総数5,420棟に対し、昭和56年以前のもは842棟、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される建築物は461棟と推測される。よって耐震性のあるものは4,959棟（91.5%）と推測^{*}される。（※：国の耐震化率の算定方法に準じて推測）

本県では、多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年（令和2年）までに95%に引き上げることを目標としていたが、未達となっている。

○多数の者が利用する建築物の耐震性（H28）



2. 2 耐震化を促進すべき建築物と目標設定

耐震化を促進すべき建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅及び特定既存耐震不適格建築物並びに県又は市町村が所有する公共建築物として耐震化の目標を設定する。

国土交通省は基本方針において、住宅については令和12年度までに、耐震診断義務付け対象建築物については令和7年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標としている。

県においても、同方針をふまえた目標設定を以下のとおり行うものとする。

(1) 住宅

本県における住宅の耐震化率について、現状は91.0%（平成30年度）となっており、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とする。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

本県における耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率について、現状は49.2%（令和2年度）となっており、改修や除却及び建替等を行い、令和7年までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。

用途別の現行の耐震化率を次表に示す。

○耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率（R3年3月現在）

分類	要緊急安全確認大規模建築物	防災拠点建築物 (要安全確認計画記載建築物)
建築物の総数	33棟	32棟
耐震性不足建築物	15棟	18棟
耐震化率	54.5%	43.8%

※現行の耐震化率については、5年を目途に検証を行うこととする。

(3) 多数の者が利用する建築物

本県における多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状は94.2%（令和2年度）となっており、令和7年までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。

用途別の現行の耐震化率を次表に示す。

○耐震診断・改修を促進すべき建築物の耐震化率（R3年3月現在）

分類	ア. 防災時の拠点となる建築物	イ. 不特定多数の者が利用する建築物	ウ. 特定多数の者が利用する建築物
用途	庁舎、警察署、消防署、幼稚園、学校、病院、社会福祉施設、体育館等	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館等	共同住宅、寄宿舍、事務所、工場等
建築物の総数	3,264棟	851棟	4,585棟
耐震性不足建築物	131棟	92棟	278棟
現行の耐震化率	96.0%	89.2%	93.9%

(4) 公共建築物

県又は市町村が所有する公共建築物のうち、特定既存耐震不適格建築物については、令和7年までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することとし、被災後の復旧活動の拠点となる施設等で耐震化の必要性が高い建築物から順次、耐震化を進めていくものとする。

上記以外の既存耐震不適格建築物である公共建築物については、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修等を行うよう努めることとする。

特に県有建築物については、沖縄県公共施設等総合管理計画（平成28年12月）及び県有施設長寿命化（予防保全）指針（平成29年3月）における管理及び保全計画との整合を図るものとする。

2. 3 防災拠点建築物の耐震化の促進

既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なものについて、耐震診断の結果の報告を求める「防災拠点建築物」として定める。

大規模な地震が発生した場合、災害応急対策の拠点となる庁舎や病院、避難所となる学校の体育館等その利用を確保することが公益上必要な建築物が被災により使用不能となる事態を防ぐため、地震に対する安全性が明らかでない耐震不明建築物について、耐震診断を行わせ、現行の耐震基準を満たしていない建築物については速やかに耐震改修や除却及び建替え等を実施する必要がある。

県では、上記の建築物を下表のとおり防災拠点建築物として位置づけ、より一層の耐震化を促進するため、法第5条第3項第1号の規定に基づき、別添第1表のとおり耐震診断の結果の報告を求める建築物及び当該報告の期限に関する事項を定める。

また当該建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められた場合は、速やかに耐震改修等を行うよう努めることとし、報告期限までに当該建築物の除却が行われた場合又は防災拠点建築物の要件でなくなった場合は、所管行政庁までその旨を報告することとする。

○耐震診断結果の報告を求める防災拠点建築物

所有者	建築物の区分	規模	備考
県又は市町村	庁舎	階数3及び床面積の合計1,000平方メートル以上	災害応急対策の実施拠点となる施設に限る。
	病院、診療所	階数3及び床面積の合計1,000平方メートル以上	地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設に限る。
	地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたもの	法施行令第6条第2項に定める規模以上	地震時において避難所となる施設等をいう。

※耐震改修法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物は除く。

2. 4 緊急輸送道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく道路（緊急輸送道路）として、緊急輸送道路を次表に示す。

「緊急輸送道路」とは、災害直後から、避難・救助をはじめ、物質供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連結する幹線的な道路のことであり、道路の耐震性が確保されているとともに、災害直後にネットワークとして機能することが重要である。

本計画では、沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画及び市町村耐震改修促進計画に位置づけられている緊急輸送道路を対象に、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路とみなす。

また、平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震において、沿道建築物の倒壊によるガレキ等の路上障害物が震災後の道路輸送機能を低下させ、応急復旧対策活動に多大な影響を与えていたことから、既存耐震不適格建築物のうち、緊急輸送道路沿道に位置し、前面幅員に対して一定の高さを有する建築物を通行障害既存耐震不適格建築物として指定し、重点的に耐震診断・改修の促進を図る必要がある。

なお、本県では通行障害既存耐震不適格建築物について未指定であり、今後、対象建築物の絞り込み及び指定について検討を行う必要がある。

○緊急輸送道路一覧

第1次：那覇空港、重要港湾等（那覇港、中城湾港、本部港）、災害対策本部等（沖縄県庁、南部合同庁舎、中部合同庁舎、北部合同庁舎、沖縄県警察本部、沖縄総合事務局、自衛隊那覇駐屯地）、広域市町村圏中心市庁舎（那覇市役所、沖縄市役所、名護市役所）を連絡する道路

第2次：第1次緊急輸送道路で連絡された防災拠点と主要防災拠点（市町村庁舎、病院、指定公共機関等、国の出先機関庁舎、警察署、消防本部、地方港湾、主要な漁港、自衛隊基地ヘリポート、浄水場、火力発電所、石油基地、国営公園、海上警察、気象台）を連絡する道路

第3次：本島とその周辺の島を連絡する離島架橋

機能区分	道路種別	路線名	区間（交差点）	延長 (km)
第1次	高速道路	沖縄自動車道	那覇IC～許田IC	57.3
第1次	高速道路	那覇空港自動車道	名嘉地IC～西原JCT	11.7
第1次	国道(指)	国道58号	名護市宮里4丁目(北)～恩納村瀬良垣 恩納村山田～那覇市奥武山町	66.1
第1次	国道(指)	国道332号	那覇市鏡水～那覇空港	3.0
第1次	国道(指)	国道58号那覇西道路	那覇市若狭～鏡水	2.5
第1次	国道(指外)	国道449号	本部町瀬底大橋～名護市安和	11.1
第1次	国道(指外)	国道449号名護バイパス	名護市安和～宮里4丁目(北)	2.6
第1次	国道(指外)	国道390号	石垣市美崎町～白保	14.3
第1次	主要地方道	沖縄北谷線(県道23号)	沖縄市山内～北谷国体道路入口	4.6
第1次	主要地方道	石川仲泊線(県道73号)	うるま市赤崎1丁目～恩納村仲泊	3.0
第1次	主要地方道	那覇糸満線(県道82号)	那覇市安謝～上間	7.1
第1次	主要地方道	沖縄環状線(県道85号)	沖縄市山内～比屋根	11.4
第1次	主要地方道	久米島空港真泊線(県道89号)	久米島空港～久米島町役場	10.7
第1次	主要地方道	平良城辺線(県道83号)	宮古島市平良西里～袖山入口交差点	0.9

			袖山入口交差点～郡農協前交差点	
第1次	一般県道	県道20号線	沖繩市高原～上地	3.3
第1次	一般県道	県道42号線	沖繩県庁南口交差点～那覇市久茂地	0.7
第1次	一般県道	具志川沖繩線（県道33号）	うるま市前原～豊原	1.1
第1次	一般県道	那覇空港線（県道231号）	那覇空港～那覇市安次嶺	1.1
第1次	一般県道	平良新里線（県道190号）	宮古島市平良西里～袖山入口交差点	4.6
第1次	一般県道	高野西里線（県道243号）	郡農協前交差点～宮古空港前交差点 北給油所交差点～平良港交差点	1.9
第1次	一般県道	新川白保線（県道211号）	石垣市白保	0.6
第1次	一般県道	石垣空港線（県道214号）	石垣空港～石垣市真栄里	0.7
第1次	市町村道	沖繩市道（松本団地西側線）	沖繩市美原1丁目～美原4丁目	0.9
第1次	市町村道	那覇市道（天久安里線）	那覇市上之屋～おもろまち	1.6
第1次	市町村道	那覇市道（久米若狭線）	那覇市久茂地～若狭	0.9
第1次	市町村道	宮古島市道（中央縦線）	宮古島市平良西里～北給油所交差点	0.7
第1次	市町村道	石垣市道（新栄町縦1号線）	石垣市新栄町	0.4
第1次	市町村道	石垣市道（美崎新栄通り）	730交差点～石垣市役所	0.6
第1次	港湾道路	臨港道路1号線	中城港湾新港地区	2.1
第1次	港湾道路	臨港道路3号線	中城港湾新港地区	1.5
第1次	港湾道路	臨港道路6号線	中城港湾新港地区	1.2
第1次	港湾道路	臨港道路7号線	中城港湾新港地区	0.3
第1次	港湾道路	臨港道路港湾1号線	那覇ふ頭～那覇市曙	4.3
第1次	港湾道路	臨港道路港湾2号線	新港ふ頭～那覇市安謝	1.7
第1次	港湾道路	臨港道路那覇1号線	那覇ふ頭～那覇市明治橋	0.3
第1次	港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区2号線	浦添市西洲	0.8
第1次	港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区3号線	浦添市西洲	0.3
第1次	港湾道路	臨港道路若狭1号線	那覇市若狭	0.8
第1次	港湾道路	臨港道路若狭2号線	那覇市若狭～那覇クルーズターミナル	0.4
第1次	港湾道路	臨港道路新港2号線	新港ふ頭地区	1.0
第1次	港湾道路	臨港道路漲水2号線	平良港交差点～宮古島海上保安部入口	0.3
第1次	港湾道路	臨港道路漲水中央線	平良港	0.3
第1次	港湾道路	臨港道路浜崎町線	石垣市新栄町～石垣港	0.2
小計（43路線）				241.5
第2次	国道(指)	国道58号	国頭村奥～名護市宮里4丁目（北） 恩納村瀬良垣～山田	56.4 12.0
第2次	国道(指)	国道58号名護東道路	名護市伊差川～世富慶	4.2
第2次	国道(指)	国道58号浦添道路	宜野湾市宇地泊～浦添市港川	2.0
第2次	国道(指)	国道329号	名護市世富慶～うるま市栄野比 沖繩市後原～那覇市上間	74.4
第2次	国道(指)	国道329号金武バイパス	金武町字金武	1.9
第2次	国道(指)	国道330号	沖繩市コザ十字路～那覇市古島	20.5
第2次	国道(指)	国道331号	豊見城市名嘉地～与那原町与那原	48.4
第2次	国道(指外)	国道330号	那覇市古島～旭町	5.5
第2次	国道(指外)	国道331号	名護市二見～大宜味村塩屋	35.6
第2次	国道(指外)	国道390号	那覇市西～西交差点	0.1

			平良港交差点～宮古島市城辺福里	27.6
			石垣市伊原間～白保 石垣市平得～登野城仲道 文化会館前～730交差点	14.8
第2次	国道(指外)	国道449号	本部町浦崎～瀬底大橋	3.5
第2次	国道(指外)	国道505号	本部町浦崎～名護市仲尾次(北)	20.8
第2次	国道(指外)	国道507号	八重瀬町具志頭～東風平 那覇市上間～古波蔵	8.3
第2次	国道(指外)	国道507号津嘉山バイパス	那覇市仲井真～八重瀬町東風平	5.3
第2次	主要地方道	奥武山米須線(県道7号)	那覇市奥武山～糸満市国吉	11.7
第2次	主要地方道	伊計平良川線(県道10号)	うるま市与那城平安座～海中道路西口交差点 海中道路西口交差点～うるま市平良川	12.0
第2次	主要地方道	那覇北中城線(県道29号)	那覇市泊～安里 西原町坂田～上原 北中城IC～北中城村第一安谷屋交差点	3.8
第2次	主要地方道	浦添西原線(県道38号)	浦添市屋富祖～西原町小那覇	7.8
第2次	主要地方道	浦添西原線(計画)	浦添市前田～西原町東崎	4.9
第2次	主要地方道	浦添西原線(港川道路)	浦添市港川～城間	1.6
第2次	主要地方道	国頭東線(県道70号)	国頭村奥～東村平良	49.6
第2次	主要地方道	名護宜野座線(県道71号)	名護市呉我～城1丁目 名護市許田～宜野座村松田	13.3
第2次	主要地方道	名護運天港線(県道72号)	名護市中山～運天港	5.7
第2次	主要地方道	名護運天港線(計画)	今帰仁村仲宗根	0.7
第2次	主要地方道	沖縄嘉手納線(県道74号)	沖縄市知花～嘉手納ロータリー	5.4
第2次	主要地方道	沖縄石川線(県道75号)	コザ十字路～うるま市東恩納(南)交差点	11.9
第2次	主要地方道	糸満与那原線(県道77号)	糸満ロータリー～東風平北交差点	6.4
第2次	主要地方道	糸満与那原線(計画)	八重瀬町東風平～東風平北交差点	0.7
第2次	主要地方道	宜野湾北中城線(県道81号)	宜野湾市伊佐～北中城村渡口 北中城村安谷屋～渡口	5.5 2.6
第2次	主要地方道	那覇糸満線(県道82号)	南風原町兼城～糸満市賀数	7.2
第2次	主要地方道	名護本部線(県道84号)	北部合同庁舎前～大西(南)交差点 白銀橋交差点～本部町本部大橋(北)交差点	13.0
第2次	主要地方道	沖縄環状線(県道85号)	北中城村比嘉～沖縄市比屋根	2.9
第2次	主要地方道	南風原知念線(県道86号)	南風原町喜屋武～南城市知念吉富	13.2
第2次	主要地方道	南風原知念線(南部東道路計画)	南風原町山川～南城市佐敷佐敷	12.0
第2次	主要地方道	屋嘉恩納線(県道88号)	金武町屋嘉～恩納村南恩納	3.5
第2次	主要地方道	本部循環線(県道91号)	名護市大南	0.1
第2次	主要地方道	久米島空港真泊線(県道89号)	久米島町役場～久米島町宇根、兼城	2.0
第2次	主要地方道	平良城辺線(県道78号)	郡農協前交差点～宮古島市城辺福里	10.9
第2次	主要地方道	保良西里線(県道83号)	宮古島市城辺保良～平良西里	32.1
第2次	主要地方道	下地島空港佐良浜線(県道90号)	宮古島市伊良部国仲～伊良部池間添	1.3
第2次	主要地方道	石垣港伊原間線(県道79号)	石垣市新川～伊原間	41.4
第2次	主要地方道	富野大川線(県道87号)	石垣市富野～大川	16.8
第2次	一般県道	県道2号線	国頭村与那～安田	12.2

第2次	一般県道	県道6号線	読谷村伊良皆～恩納村山田 うるま市石川伊波～石川東恩納	16.7
第2次	一般県道	県道8号線	うるま市勝連平敷屋～与那城 金武湾港入口交差点～うるま市栄野比	8.5
第2次	一般県道	県道9号線	大宜味村津波～田港	2.6
第2次	一般県道	県道11号線	豊見城市豊見城～真玉橋（北）交差点	3.5
第2次	一般県道	県道15号線	八重瀬町高良～仲座	4.0
第2次	一般県道	県道16号線	うるま市与那城西原～塩屋	3.2
第2次	一般県道	県道24号線	沖縄市山内～山里	0.4
第2次	一般県道	県道24号線バイパス（計画）	北谷町桑江～沖縄市山内	3.1
第2次	一般県道	県道26号線	沖縄市知花～白川	3.0
第2次	一般県道	具志川前原線（県道33号）	うるま市具志川～豊原	2.9
第2次	一般県道	宜野湾西原線（県道34号）	宜野湾市大謝名～西原町内間	6.4
第2次	一般県道	県道36号線	沖縄市登川3丁目～うるま市喜屋武	3.0
第2次	一般県道	県道37号線	金武湾港入口交差点～海中道路西口交差点 屋慶名（東）交差点～うるま市勝連平敷屋	8.1
第2次	一般県道	県道52号線	糸満市与座～八重瀬町高良	1.5
第2次	一般県道	県道104号線	恩納村安富祖～金武町金武	7.3
第2次	一般県道	佐敷玉城線（県道137号線）	南城市佐敷津波古～佐敷新里坂 南城市佐敷新里～玉城親慶原 南城市玉城垣花～玉城仲村渠	6.6
第2次	一般県道	県道146号線	北中城村安谷屋～中城公園入口	4.3
第2次	一般県道	県道153号線	浦添市牧港～伊祖	1.4
第2次	一般県道	那覇内環状線（県道221号）	那覇市壺川～古波蔵 那覇市楚辺～樋川	1.1
第2次	一般県道	真地久茂地線（県道222号）	那覇市真地～那覇高校前交差点	4.1
第2次	一般県道	具志川環状線（県道224号）	沖縄市登川 田場交差点～うるま市赤野	2.8
第2次	一般県道	沖縄県総合運動公園線（県道227号）	沖縄市泡瀬4丁目～北中城村渡口	3.0
第2次	一般県道	与那城具志川線（県道239号）	うるま市平敷屋	1.0
第2次	一般県道	南風原与那原線（県道240号）	東部消防組合入口～与那原西交差点	0.5
第2次	一般県道	宜野湾南風原線（県道241号）	南風原町新川～喜屋武	2.7
第2次	一般県道	糸満具志頭線（県道250号）	糸満市国吉～八重瀬町仲座	3.6
第2次	一般県道	那覇宜野湾線（県道251号）	県立博物館前交差点～那覇市古島	1.2
第2次	一般県道	幸地 I C線（県道254号・計画）	西原町翁長～幸地	0.8
第2次	一般県道	石川池原線（県道255号）	うるま市赤崎1丁目～沖縄市後原	5.4
第2次	一般県道	豊見城糸満線（県道256号線）	豊見城市高安～名嘉地 糸満ロータリー～糸満市真栄里	3.1
第2次	一般県道	兼城港線（県道175号線）	久米島町兼城	0.2
第2次	一般県道	宇根仲泊線（県道242号）	久米島町宇根～仲泊	14.9
第2次	一般県道	平良新里線（県道190号）	空港前交差点～新里交差点	7.4
第2次	一般県道	平良久松港線（県道192号）	宮古島市平良西里～平良久具	1.8
第2次	一般県道	長山港佐良浜港線（県道204号）	宮古島市伊良部国仲～伊良部池間添	4.6
第2次	一般県道	高野西里線（県道243号）	宮古島市平良西里	2.0

第2次	一般県道	平良下地島空港線（県道252号）	宮古島市平良久貝～伊良部島	5.6
第2次	一般県道	大浜富野線（県道209号）	石垣市大浜～白保	3.4
第2次	一般県道	石垣空港線（県道214号・計画）	石垣空港～新石垣空港	8.1
第2次	市町村道	国頭村道（辺土名大通り線）	辺土名交差点～国頭村役場入口	0.3
第2次	市町村道	国頭村道（辺戸奥線）	国頭村奥～奥港入口	0.5
第2次	市町村道	大宜味村道（村役場入口線）	大宜味村大兼久～大宜味村役場入口	0.1
第2次	市町村道	東村道（福地ダム循環線）	東村平良～東村役場入口	0.3
第2次	市町村道	名護市道（名護42号線）	名護市大南	0.1
第2次	市町村道	名護市道（名護49号線）	名護市大南	0.3
第2次	市町村道	名護市道（名護58号線）	名護市大南	0.8
第2次	市町村道	名護市道（大北4号線）	名護市大北～北部ダム統合管理事務所入口	0.6
第2次	市町村道	名護市道（大北市営住宅線）	名護市大北	0.2
第2次	市町村道	本部町道（大浜旧県道）	本部町大浜～本部町今帰仁消防組合入口	0.2
第2次	市町村道	宜野座村道（宜野座牛原2号線）	宜野座村宜野座	0.2
第2次	市町村道	宜野座村道（宜野座牛原4号線）	宜野座村宜野座～宜野座村役場入口	0.2
第2次	市町村道	金武町道（金武1号線）	金武町金武～金武町役場入口	0.1
第2次	市町村道	うるま市道（18号線）	うるま市与那城平安座～沖縄出光油槽所入口	0.2
第2次	市町村道	うるま市道（100号線）	うるま市与那城平安座	0.1
第2次	市町村道	うるま市道（103号線）	うるま市赤野	0.8
第2次	市町村道	うるま市道（2023号線）	うるま市みどり町～うるま市役所入口	0.1
第2次	市町村道	うるま市道（2088号線）	うるま市赤野～具志川火力発電所入口	0.9
第2次	市町村道	うるま市道（6026号線）	うるま市宮里～県立中部病院入口	0.2
第2次	市町村道	うるま市道（東恩納2号線）	うるま市石川東恩納～石川浄水場入口	0.9
第2次	市町村道	うるま市道（東恩納25号線）	うるま市石川東恩納	0.1
第2次	市町村道	うるま市道（石川11号線）	うるま市石川石崎～金武湾港	0.2
第2次	市町村道	うるま市道（石川56号線）	うるま市石川石崎～白浜1丁目交差点	0.3
第2次	市町村道	うるま市道（赤崎1号線）	うるま市石川赤崎～石川火力発電所入口	0.7
第2次	市町村道	読谷村道（村民センター線）	読谷村座喜味～読谷村役場入口	0.4
第2次	市町村道	読谷村道（残波中央線）	伊良皆（北）交差点～読谷村座喜味	1.2
第2次	市町村道	嘉手納町道（3・4嘉3）	嘉手納町嘉手納～嘉手納町役場入口	0.2
第2次	市町村道	沖縄市道（胡屋18号線）	沖縄市仲宗根町～沖縄市役所入口	0.1
第2次	市町村道	沖縄市道（登川48号線）	沖縄市知花～登川2丁目	0.6
第2次	市町村道	沖縄市道（松本団地西側線）	沖縄市松本2丁目～松本3丁目	1.0
第2次	市町村道	沖縄市道（知花52号線）	沖縄市松本3丁目～登川2丁目	0.4
第2次	市町村道	沖縄市道（登川88号線）	沖縄市登川2丁目	0.3
第2次	市町村道	北谷町道（北谷公園線）	美浜交差点～北谷公園入口	0.4
第2次	市町村道	北谷町道（宮城1号線）	北谷町浜川	0.4
第2次	市町村道	北谷町道（宮城2号線）	浜川交差点～北谷浄水場入口	0.3
第2次	市町村道	北谷町道（砂辺浜川境界線）	北谷町砂辺～嘉手納国道出張所入口	0.4
第2次	市町村道	中城村道（久場前浜線）	中城村泊	0.2
第2次	市町村道	宜野湾市道（真志喜中央線）	宜野湾市真志喜3丁目～真志喜2丁目	0.9
第2次	市町村道	西原町道（内間・小那覇線）	内間交差点～南西石油入口	1.2
第2次	市町村道	西原町道（小那覇1号線）	西原町小那覇～西原浄水場入口	0.7
第2次	市町村道	西原町道（小波津与那城線）	西原町小波津～西原町役場入口	0.2

第2次	市町村道	西原町道（上原～千原線）	琉球大学医学部付属病院入口～西原町千原	0.5
第2次	市町村道	浦添市道（伊奈武瀬1号線）	那覇市港町～県中央卸売市場	0.7
第2次	市町村道	浦添市道（伊奈武瀬2号線）	那覇市港町～琉球物流新港1号倉庫	0.6
第2次	市町村道	浦添市道（組踊南線）	浦添市勢理客～勢理客交差点	0.3
第2次	市町村道	浦添市道（勢理客3号線）	浦添市勢理客～エフエム沖繩入口	0.5
第2次	市町村道	浦添市道（牧港港川線）	浦添市牧港～沖繩電力入口	0.3
第2次	市町村道	那覇市道（古波蔵38号）	那覇市古波蔵～漫湖公園入口	0.2
第2次	市町村道	那覇市道（西25号線）	那覇市西	0.1
第2次	市町村道	那覇市道（西27号線）	那覇市西～ラジオ沖繩入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道（久茂地7号）	那覇市久茂地	0.1
第2次	市町村道	那覇市道（久茂地10号）	那覇市久茂地～琉球放送・琉球朝日放送入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道（泉崎牧志線）	沖繩テレビ入口～那覇市久茂地	0.1
第2次	市町村道	那覇市道（泉崎松尾線）	那覇市旭町～那覇高校	0.8
第2次	市町村道	那覇市道（港町3号）	那覇市港町	0.5
第2次	市町村道	那覇市道（港町10号）	那覇市港町	0.5
第2次	市町村道	那覇市道（港町11号）	那覇市港町	0.2
第2次	市町村道	那覇市道（港町12号）	那覇市港町	0.2
第2次	市町村道	那覇市道（上之屋22号）	那覇市上之屋～沖繩総合事務局・那覇産業保安 監督事務所入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道（天久銘苅線）	新都心公園交差点～新都心公園入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道（泊6号）	那覇市泊～泊交差点	0.3
第2次	市町村道	那覇市道（銘苅18号）	那覇市銘苅～那覇市消防局入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道（銘苅泊線）	那覇市上之屋	0.1
第2次	市町村道	与那原町道（与那原嶺井線）	与那原町上与那原～与那原町役場入口	0.3
第2次	市町村道	南城市道（屋嘉部～親慶原線）	南城市玉城屋嘉部～玉城喜良原	0.7
第2次	市町村道	南城市道（夜明けが丘線）	南城市佐敷新里～南城市役所入口	0.1
第2次	市町村道	八重瀬町道（公園線）	八重瀬町東風平～東風平運動公園入口	0.1
第2次	市町村道	八重瀬町道（東風平線）	八重瀬町東風平	0.1
第2次	市町村道	八重瀬町道（幹線6号線）	八重瀬町東風平	0.3
第2次	市町村道	糸満市道（大里上原線）	糸満市大里～八重瀬町世名城	0.5
第2次	市町村道	糸満市道（南浜1号線）	糸満市潮崎町	0.1
第2次	市町村道	糸満市道（D2号線）	糸満市西崎1丁目～西崎4丁目	0.2
第2次	市町村道	糸満市道（平和祈念公園入口線）	糸満市摩文仁～平和祈念公園入口交差点	0.1
第2次	市町村道	久米島町道（山城9号線）	久米島町山城～山城浄水場入口	0.3
第2次	市町村道	久米島町道（儀間32号線）	久米島町儀間～沖繩電力久米島発電所入口	0.1
第2次	市町村道	久米島町道（久米島病院線）	久米島町嘉手苅～	0.4
第2次	市町村道	宮古島市道（中央縦線）	宮古島市平良西里～宮古島警察署前	0.3
第2次	市町村道	宮古島市道（北環状線）	宮古島市平良西仲宗根～平良港交差点	0.3
第2次	市町村道	宮古島市道（松原1号線）	宮古島市平良～宮古島地方気象台入口	0.1
第2次	市町村道	宮古島市道（東環状線）	宮古島市平良	1.6
第2次	市町村道	宮古島市道（下崎～西原）	宮古島市平良～沖繩電力宮古第二発電所入口	0.2
第2次	市町村道	宮古島市道（A-76号）	宮古島市平良～沖繩電力宮古島発電所入口	0.2
第2次	市町村道	宮古島市道（野原越七原線）	宮古島市平良	0.2
第2次	市町村道	宮古島市道（上原北部線）	宮古島市上野	0.8

第2次	市町村道	宮古島市道（山中11号）	宮古島市平良～上野	0.9
第2次	市町村道	宮古島市道（野原前方線）	宮古島市上野	1.5
第2次	市町村道	石垣市道（美崎新栄通り）	石垣市新栄町	0.7
第2次	市町村道	石垣市道（産業道路）	石垣市大川（農高前）～石垣 石垣市登野城	1.0
第2次	市町村道	石垣市道（美崎町縦1号線）	石垣市美崎町～730交差点	0.3
第2次	市町村道	石垣市道（美崎町横2号線）	石垣市美崎町	0.4
第2次	市町村道	石垣市道（美崎町縦3号線）	石垣市浜崎町	0.2
第2次	市町村道	石垣市道（区画縦2号線）	石垣市登野城～登野城（東）交差点	0.4
第2次	市町村道	石垣市道（平得新川線）	石垣市登野城～小波本橋交差点	0.3
第2次	市町村道	石垣市道（縦1号線）	石垣市登野城～石垣市中央公園入口	0.1
第2次	市町村道	石垣市道（横4号線）	石垣市登野城～大川交差点	0.7
第2次	港湾道路	本部港内臨港道路	本部町崎本部～本部港入口	0.5
第2次	港湾道路	臨港道路浦添線	浦添市西洲～空寿崎	2.5
第2次	港湾道路	臨港道路港湾1号線	那覇ふ頭～那覇市泊	0.7
第2次	港湾道路	糸満漁港臨港道路	糸満市西崎町～道の駅いとまん入口	0.1
第2次	港湾道路	兼城港内道路	久米島町嘉手苺～りゅうせき久米島出張所入口	0.3
第2次	港湾道路	臨港道路漲水1号線	宮古島市平良西仲宗根～りゅうせき宮古支店入口	0.2
第2次	港湾道路	臨港道路浜崎町線	石垣市登野城～大川交差点	0.2
第2次	農道	久米島農道（西銘農道）	久米島町兼城～具志川浄水場	0.2
第2次	自衛隊道路		久米島町兼城～久米島分屯基地入口	4.2
小計（186路線）				863.5
第3次	主要地方道	伊計平良川線（県道10号）	うるま市与那城伊計～与那城平安座	7.0
第3次	一般県道	県道110号線	名護市真喜屋～運天原 名護市真喜屋～饒平名	11.3
第3次	一般県道	瀬底健堅線（県道172号）	本部町瀬底～健堅	0.9
第3次	一般県道	浜比嘉平安座線（県道238号）	うるま市勝連浜～与那城平安座	1.4
第3次	一般県道	古宇利屋我地線（県道247号）	今帰仁村古宇利～名護市済井出	3.4
第3次	一般県道	屋我地仲宗根線（県道248号）	名護市運天原～今帰仁村仲宗根	2.2
第3次	一般県道	池間大浦線（県道230号）	宮古島市平良池間～平良大浦	9.8
第3次	一般県道	平野伊原間線（県道206号線）	石垣市平久保～伊原間	14.6
第3次	一般県道	川平高屋線（県道207号）	石垣市川平	1.7
第3次	市町村道	今帰仁村道（勢理客和呂目線）	今帰仁村上運天	1.5
第3次	市町村道	今帰仁村道（湧川運天線）	今帰仁村上運天	0.6
第3次	市町村道	南城市道（伊茶垂～奥武線）	南城市玉城奥武入口～奥武島	1.0
第3次	市町村道	久米島町道（真泊1号線）	久米島町奥武島～宇根	1.6
第3次	市町村道	宮古島市道（来間大橋線）	宮古島市下地～来間島	1.9
第3次	市町村道	宮古島市道（皆愛3号線）	宮古島市下地	0.5
第3次	市町村道	宮古島市道（皆愛宮道線）	宮古島市下地	0.3
第3次	市町村道	宮古島市道（洲鎌7号線）	宮古島市下地	0.9
第3次	農道	うるま市農道	うるま市与那城池味～与那城桃原	4.4
小計（18路線）				65.0
合計（247路線）				1,169.9

3 耐震化の促進を図るための施策

3.1 普及・啓発の促進及び支援

県、市町村及び建築関係団体は、県民や建築物の所有者へ耐震化の必要性を周知するとともに、関連する情報の収集・提供に努めるために以下の施策を実施する。

県、市町村及び建築関係団体は、県民や建築物の所有者に対し耐震化の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、取り組みへの支援をできる限り行う観点から、耐震化に関する各種補助制度の運用や国の支援制度等の周知を図ることで建築物の耐震化を促進する。

(1) 耐震診断及び耐震改修関連の情報提供

毎年3月と9月に開催される建築物防災週間での立入調査や10月に行われる住宅月間及び違反建築防止週間に合わせた相談窓口の開設等の機会を通じて、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の促進に関する普及啓発や改善等の指導活動を引き続き実施するとともに、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、建築基準法第12条に基づく定期報告を活用し、耐震化をはじめとする地震防災対策について啓発や指導を進めていく。

(2) 耐震化に係るパンフレットの配布

建築物の所有者に対して耐震化を啓発するため、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修に関する助成制度等の周知を目的としたパンフレットを各特定行政庁の建築担当窓口及び防災担当窓口や建築関係団体の耐震相談窓口等に常時備え、配布することで建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を推進する。

(3) 地震ハザードマップの作成・普及

地域の「地震時の揺れやすさ」及び「避難場所」等を明示した「地震ハザードマップ」の普及は、地震発生時における被害の見通し及び避難方法等に係る情報を県民にわかりやすく事前に提供し、平常時から防災意識の向上と住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できる。

現在、本県における地震ハザードマップは、「沖縄県地震被害想定調査（平成25年度）」において25の想定地震により作成されており、各市町村別の詳細なハザードマップについても全市町村で作成または更新を行うよう促していく。

(4) マンション等の耐震化に係る支援策のPR

耐震改修促進法第25条に基づき、所管行政庁から「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物について、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が区分所有者及び議決権の過半数に緩和されることから、本県ではこの特例を周知することにより、区分所有建築物の耐震改修の円滑な実施を促していく。

また平成26年6月に改正された「マンションの建替等の円滑化に関する法律」においても、耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建設されるマンションについて、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資するものを対象に、特定行政庁が許可した場合には容積率が緩和されることから、本県ではこの制度を周知することにより、耐震性が不足しているマンションの耐震化を促していく。

その他、耐震化に係る沖縄振興開発金融公庫などの低利融資制度や租税特別措置法の特別償却制度の活用など、耐震化を促進するための支援策のPRに努めるものとする。

(5) リフォームに合わせた耐震改修の推進

住まいの耐震化を図るには、増改築や省エネ、バリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事等と併せて耐震改修を実施することが効果的である。

本県では、リフォーム事業者や業界団体と連携し、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリットに関する情報を周知することで、耐震化の啓発に努めるものとする。

3. 2 実施体制の整備

県、市町村及び建築関係団体は、県民の耐震診断・改修に関する理解を深めるための相談窓口の設置や耐震診断評価機関の設置など、建築物の耐震化を促進するための実施体制の整備を図るものとする。

(1) 相談窓口の設置

県民や建築物の所有者が耐震化への理解を深め、必要な情報を得るための相談窓口を県、所管行政庁、市町村、（一社）沖縄県建築士事務所協会及び（公社）沖縄県建築士会等に開設する。

ア 行政相談窓口

県及び所管行政庁、市町村の建築関係部局に相談窓口を設置し、耐震化に関する制度等、一般的内容について相談に応じるものとする。

イ 耐震相談窓口

建築物の耐震化に関する専門的な情報の提供や耐震診断及び耐震改修に関する実施機関の紹介等を行うため、（一社）沖縄県建築士事務所協会、（公社）沖縄県建築士会等に耐震相談窓口を設置する。

ウ 住宅相談窓口

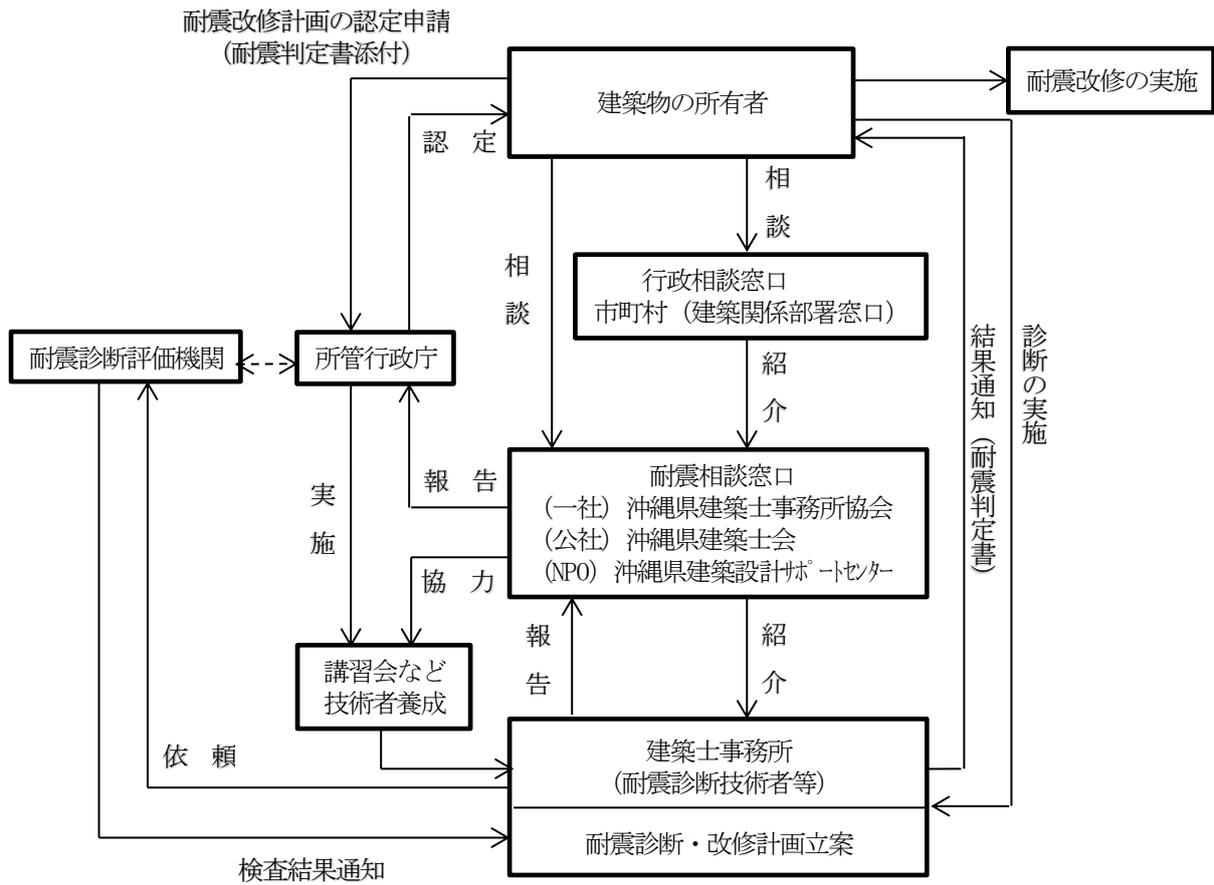
住宅に関する耐震化の相談に対して、専門家による的確なアドバイスが受けられるよう、住まいの総合相談窓口を活用するなど関係機関と連携して窓口の設置を図る。

(2) 耐震診断及び耐震改修に関する実施機関の位置づけ

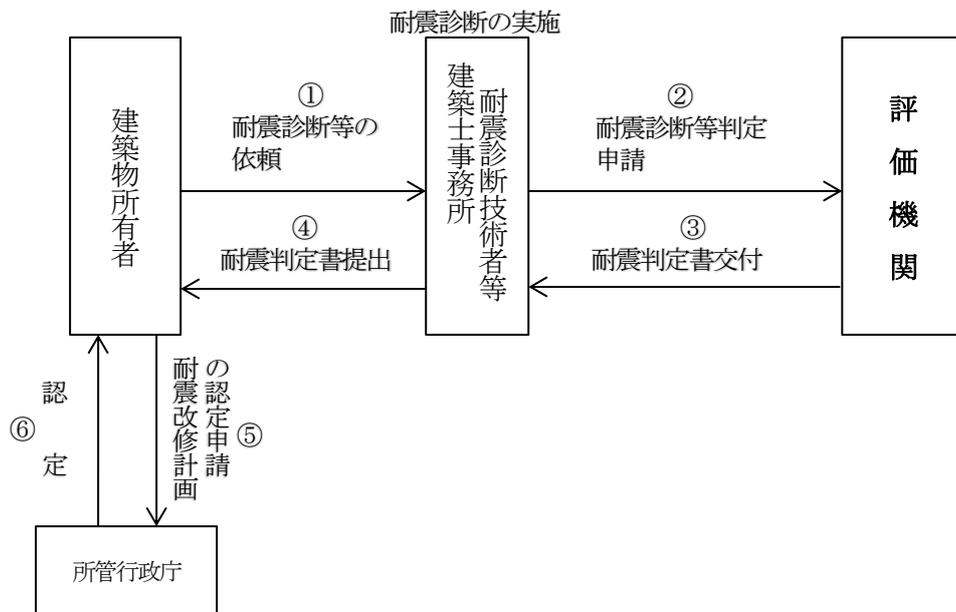
耐震診断及び耐震改修講習会の受講者名簿に登録された建築技術者が所属する建築士事務所を位置づける。実施機関は、耐震相談窓口での紹介や直接の依頼に応じ、耐震診断及び耐震改修の計画を立案するとともに、耐震改修の終了までの一連の業務の管理を行う。

(3) 耐震診断評価機関の設置

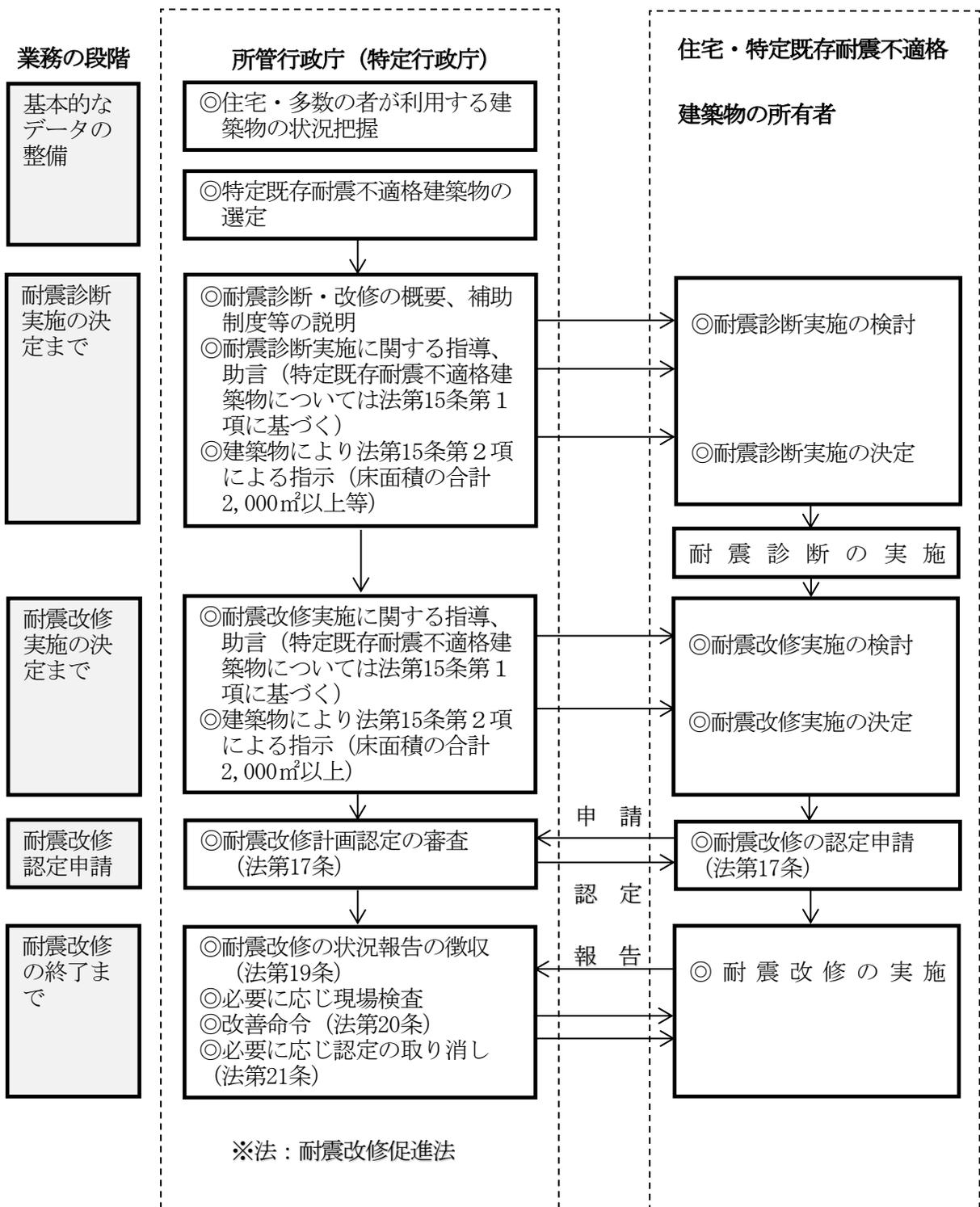
耐震診断及び改修計画の妥当性を客観的かつ専門的に判断するため、学識経験者や構造専門技術者等で構成される評価機関を設置する。



実施体制のフロー



耐震改修計画の認定申請のフロー



住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修の進行管理フロー図

3. 3 耐震診断及び耐震改修技術者の育成及び登録

県は、所管行政庁及び建築関係団体と連携して、耐震診断及び耐震改修に携わる技術者の育成を目的に育成講習会を開催するとともに、受講者の登録名簿を作成する。

県は、所管行政庁や建築関係団体と連携し、建築技術者に対して建築物の耐震診断及び耐震改修に関する育成講習会を開催し、必要な技術の習得を促してきた。

また、令和3年度よりコンクリートブロック塀の点検方法及び補強工法に関する育成講習会を開催することで、正しい点検及び補強に関する施工技術・工法の普及啓発を行い、地震に対する安全性の確保に資することとする。

なお、これまでの講習会について受講者名簿を作成し、県、所管行政庁、（一社）沖縄県建築士事務所協会、（公社）沖縄県建築士会及び（NPO）沖縄県建築設計サポートセンターに備え置いており、一般県民による住宅等の耐震診断及び耐震改修に関する相談等に活用している。

3. 4 耐震化に係る助成及び支援

県及び市町村は、現行の耐震基準を満たさない住宅及び特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成するよう努めるものとする。

住宅及び建築物の耐震化については多額の費用を要するが多いのが現状であり、耐震化の促進にあたっては、県と市町村が協力して支援を行う必要がある。

県及び市町村においては、現行の耐震基準を満たさない要緊急安全確認大規模建築物を対象に、国の補助制度を積極的に活用し、耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成する補助制度を創設している。

また、住宅の所有者で耐震性を把握するために簡易診断及び塩分分析調査を希望するものに対して簡易診断技術者等を派遣し、所有者へ結果を交付することで住宅の耐震化を促している。

その他の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修に対する費用の助成についても、通行障害既存耐震不適格建築物等対象建築物の絞り込み及び指定について検討を行う必要がある。

3. 5 総合的な安全対策に関する取り組み

住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化に加え、建築設備や敷地等の総合的な安全性を確保する。

地震時の対策について、建築物の耐震性の確保だけではなく、窓ガラスの落下防止、建物タイルの落下防止、ブロック塀の倒壊防止など総合的な対策が必要となる。

(1) 天井等の非構造部材、家具の転倒による被害防止

宮城県沖地震（平成17年8月）では、スポーツ施設において天井が落下し、多くの負傷者が発生した。他にも家具の転倒による負傷者の発生や避難・救助の妨げとなった事例が数多くあった。

以上のことから、本県では建築物の所有者等に対し、非構造部材の施工状況の確認及び補修実施並びに家具の適切な配置等の地震対策を促すとともに、県民に対し、講習会の開催やパンフレットの配布などにより周知することで効果的な地震対策の普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(2) 窓ガラスや屋外看板、外壁タイルの落下防止

福岡県西方沖地震（平成17年3月）では、ビルの窓ガラスが大量に割れ、落下したが、幸い大惨事には至らなかった。

しかし、窓ガラス等の落下による通行人等への被害や避難時の妨げになる事例が十分予測されることから、本県では県民に対してその危険性を講習会やパンフレット等の配布などにより周知することでシーリング材の改善や屋外看板の補修の実施、外壁タイルの修繕など普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(3) エレベーターの安全確保

千葉県北西部地震（平成17年7月）では、多くのビルでエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じこめられるなど多くの被害が発生した。

以上のことから、本県では既存エレベーターに対する安全対策を図るため、建築物の所有者等に対し、既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置等の設置を行うよう周知することで安全確保についての普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(4) 地震に伴う崖崩れ及び擁壁倒壊の防止

本県では、地震による擁壁倒壊による建築物への被害防止や崖崩れの発生を軽減するため、擁壁に対する補修の推進及びがけ地近接等危険住宅移転事業などを活用するよう周知することで敷地の安全性の確保に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(5) 既存コンクリートブロック塀等の倒壊防止

これまで、地震発生により耐震性を満たさないコンクリートブロック塀が倒壊し、その下敷きによる死傷者の発生や避難等に支障をきたした事例が数多くある。

本県では、令和3年度よりコンクリートブロック塀の点検方法及び補強工法に関する育成講習会を開催し、正しい点検及び補強に関する施工技術・工法の普及啓発を行うことで技術者の育成を図ることとしている。

その他、県民に対して耐震性を満たさないコンクリートブロック塀の危険性を講習会やパンフレット等の配布及びPR動画の公開等により県民に周知し、倒壊防止の啓発につとめ、また必要に応じて指導を行うものとする。

3. 6 その他、耐震化を促進するための取り組み

住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化や敷地の安全性の確保等以外にも、総合的な取り組みを行う。

(1) 中間検査、完了検査の徹底

新たに建築される建築物においても、施工不良等の防止を図るため、「沖縄県建築行政マネジメント計画」に基づき、中間検査、完了検査の徹底を図るものとする。

(2) 地震保険の活用

地震により建築物が倒壊・破損した際に地震保険に加入している場合、その再建が円滑に進むことが期待できるため、パンフレットの配布、ポスターの掲示により地震保険への普及及び加入啓発に努めるものとする。

4 県、所管行政庁、市町村及び関係団体相互の連携

住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修を総合的に推進するため、県、所管行政庁、市町村及び建築関係団体等は、それぞれの役割を相互の連携の下に展開するものとする。

本県における住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修を総合的に推進するために、県、所管行政庁、その他の市町村及び建築関係団体等は、連携して下記の施策を展開するものとする。

(1) 県の役割

- ア 沖縄県耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断・改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 県有公共建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断・改修の促進
- オ 耐震診断・改修技術者の養成と登録
- カ 耐震診断・改修の普及、啓発
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(2) 所管行政庁（那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市）の役割

- ア 市耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断・改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 市有建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断・改修の促進
- オ 耐震診断・改修の普及、啓発
- カ 詳細な防災マップの作成
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(3) 所管行政庁以外の市町村の役割

- ア 市町村耐震改修促進計画の速やかな策定
- イ 耐震診断・改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 市町村有公共建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断・改修の推進
- オ 耐震診断・改修の普及、啓発
- カ 詳細な防災マップの作成

(4) 建築関係団体の役割

- ア 県、市町村の耐震診断・改修の施策への協力
- イ 耐震診断・改修の普及、啓発
- ウ 耐震診断・改修技術の研鑽
- エ 適切な耐震診断・改修の調査、設計、工事の実施

5 耐震化を促進するための指導や命令等

県及び所管行政庁は、耐震診断・改修を実施することが必要と認めた場合は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行うこととする。

(1) 耐震改修促進法に基づく指導・助言など

県及び所管行政庁は、全ての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震改修促進法第15条第1項に基づき、必要な指導・助言を行うこととする。

そのうち一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物に対し、地震に対する安全性をはかるために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指示を行うこととする。

さらに、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由無くその指示に従わない場合は、同条第3項に基づきその氏名等を公表することとする。

ア 指導・助言の方法

全ての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性、耐震診断・改修の実施に関する説明や文書の送付を行う。

また、所有者個人のみを対象とするだけでなく、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対しても説明会を開催するなど周知を図ることとする。

イ 指示の方法

必要な耐震診断・改修を実施していない特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどの指示を行うこととする。

ウ 公表の方法

指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由無く耐震診断・改修の指示に従わない場合、法律に基づく公表であることを明示した上で県及び所管行政庁の公報及びホームページへの掲載等によりその旨公表することとする。

(2) 建築基準法による指導、助言、勧告及び命令等の実施

特定行政庁は、建築基準法第9条の4の規定において、建築物の敷地や構造等について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険等のおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該建築物の修繕、防腐措置等建築物等の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができるとしている。

また、同法第10条においても、第6条第1項第1号に掲げる建築物または階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物について、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険等のおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該建築物の除却、改築、修繕等保安上必要な措置をとるよう勧告、命令することができるとしている。

よって、前号ウにより公表を行ったにも関わらず当該建築物の所有者が耐震改修を行わない場合、特定行政庁は速やかに当該建築物の指導、助言等を行い、必要に応じて除却、改築、修繕等を行うよう勧告及び命令等を行うこととする。

第1表 防災拠点建築物一覧

法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用の確保することが公益上必要な建築物及び当該建築物の耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を下記のとおり定める。

所管	所有者	区分	建築物の名称	棟名	診断	耐震性	今後の予定	実施	除却
沖縄県	沖縄県	庁舎	名護警察署庁舎		済	×	建替	R 5	未定
	国頭村	避難所	辺土名小学校	12号棟	済	×	改修済	H30	—
				13号棟	済	×	改修済	H30	—
	東村	避難所	東村農民研修施設		済	×	改修	未定	—
	伊江村	避難所	農村環境改善センター		済	×	改修	未定	—
	伊是名村	避難所	伊是名小学校	8号棟	未	—	建替後除却	R 3	R 4
				10号棟	未	—	建替後除却	R 3	R 4
	金武町	庁舎	金武町役場	事務棟	済	○	—	—	—
				議会棟	済	×	改修	R 7	—
	中城村	避難所	中城小学校		未	—	建替後除却	R 6	R 7
				12-1号棟	未	—	建替後除却	R 6	R 7
				12-2号棟	未	—	建替後除却	R 6	R 7
				18号棟	未	—	建替後除却	R 6	R 7
	八重瀬町	避難所	白川幼稚園	1号棟	未	—	建替後除却	R 6	R 7
				2号棟	未	—	建替後除却	R 6	R 7
	石垣市	庁舎	石垣市役所		未	—	建替後除却	R 2	R 4
		避難所	石垣小学校	12号棟	未	—	建替後除却	R 3	R 4
		避難所	石垣中学校	14号棟	済	×	改修	R 3	—
那覇市	那覇市	避難所	開南小学校	10号棟	済	×	改修済	H28	—
				11号棟	済	×	改修済	H28	—
				13号棟	済	×	改修済	H28	—
				14号棟	済	×	改修済	H28	—
			仲井真小学校	1号棟	済	×	改修済	H29	—
			那覇中学校	14号棟	済	×	改修済	H29	—
17号棟	済	×	改修済	H29	—				
宜野湾市	沖縄県	庁舎	宜野湾警察署庁舎		済	×	除却後建替	R 3	R 3
沖縄市	沖縄市	避難所	安慶田中学校	1号棟	済	×	改修済	H28	—
				2号棟	済	×	改修済	H28	—
				4号棟	済	○	—	—	—
うるま市	沖縄県	庁舎	石川警察署庁舎		済	×	建替	R 5	
	うるま市	避難所	兼原小学校		済	○	—	—	—
		避難所	具志川東中学校	3号棟	済	×	改修	R 3	—

第2表 特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）

用途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第15条）	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（附則第3条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上 階数3以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 階数3以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上		
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				

避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	
----------	---	------	--

資料編

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律／平成7年法律第123号
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
／平成28年3月25日国土交通省告示第529号
- (3) 沖縄県地域防災計画（地震編・抜粋

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日)

(法律第二百二十三号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震

不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築

物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕(同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画(二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物(建築基準法第二条第九号の

二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第八項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第

二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなると認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。))が存する建築物をいう。以下同じ。)の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。))は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建物の区分

所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。第三項において同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物(同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。)の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定(以下単に「指定」という。)をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変

更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程(以下「債務保証業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で

定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二条第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の

記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

五 第三十九条第二項の規定に違反した者

六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、

前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成 18 年 1 月 25 日
国土交通省告示第 184 号

最終改正 平成 30 年 12 月 21 日 国土交通省告示第 1381 号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された

建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定す

る既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが

望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみ

なす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修

促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の

者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにも

かかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。
- 2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成 31 年 1 月 1 日）から施行する。

（別添）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

第一 建築物の耐震診断の指針

建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）及び建物（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する建物をいう。以下同じ。）に附属する組積造の塀の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ地震に対する安全性を評価するものとする。

この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分（以下「木造の建築物等」という。）にあっては、第一号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該木造の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合することが確かめられた場合に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物（いずれも建物に附属する組積造の塀を除く。）の木造以外の構造部分（第二号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等」という。）にあっては、第二号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合することが確かめられた場合に、建物に附属する組積造の塀にあっては、第三号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断された場合に、当該建築物は地震に対して安全な構造であると判断できるものとする。ただし、国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

一 木造の建築物等については、各階の張り間方向及びけた行方向の構造耐震指標を次のイからハまでに定めるところによりそれぞれ求め、別表第一により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_w = \frac{P_d}{Q_r}$$

この式において、 I_w 、 P_d 及び Q_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I_w 各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標

P_d 各階の張り間方向又はけた行方向の耐力（以下「保有耐力」という。）を表すものとして、各階の当該方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組（以下「壁等」という。）の強さ及び配置を考慮してロに定めるところにより算出した数値（単位 キロニュートン）

Q_r 各階の必要保有耐力を表すものとして、各階の床面積、積雪荷重、建築物の形状、地盤の種類等を考慮してハに定めるところにより算出した数値（単位 キロニュートン）

ロ イに定める建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の P_d は、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力（令第八十二条の四に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）及び^{じん}靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$P_d = (P_w + P_e) E$$

この式において、 P_d 、 P_w 、 P_e 及び E は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_d イに定める P_d の数値 (単位 キロニュートン)

P_w 各階の張り間方向又はけた行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値 (単位 キロニュートン)。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又はけた行方向につき、令第四十六条第四項の表一の軸組の種類^{せんぐ}の欄に掲げる区分に応じて倍率の欄に掲げる数値に一・九六を乗じた数値 (別表第二の軸組の種類^{せんぐ}の欄に掲げる軸組^{せんぐ}にあつては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。)

(以下「壁強さ倍率」という。)に当該軸組の長さ (単位 メートル) を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が一の建築物にあつては別表第三一、地階を除く階数が二の建築物の一階並びに地階を除く階数が三の建築物の一階及び二階にあつては別表第三一二の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。

P_e 壁等の強さ以外の耐力を表す数値として、ハに定める Q_r の数値に〇・二五を乗じた数値とする (単位 キロニュートン)。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び^{じん}靱性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

E 壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第四の側端部分の壁量充足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減係数の欄に掲げる数値

ハ イに定める建築物の各階の Q_r は、次の式によって得られる数値 (一階が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で二階又は三階が木造である建築物の木造部分の階の Q_r にあつては、同式によって得られる数値を一・二倍した数値) とする。ただし、令第八十八条第一項及び第二項の規定により各階の地震力を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$Q_r = (C_r + W_s) A_f Z C_d C_g$$

この式において、 Q_r 、 A_f 、 C_r 、 W_s 、 Z 、 C_d 及び C_g は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_r イに定める Q_r の数値 (単位 キロニュートン)

C_r 単位床面積当たりの必要保有耐力として、別表第五の建築物の種類及び階数に応じて、同表の単位床面積当たりの必要保有耐力の欄に掲げる数値 (単位 一平方メートルにつきキロニュートン)

W_s 令第八十六条第二項ただし書の規定により、特定行政庁が指定する多雪区域内の建築物にあつては、同条第三項に規定する垂直積雪量 (単位 メートル)

に〇・二六を乗じた数値、それ以外の建築物にあっては零（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）

A_f 当該階の床面積（単位 平方メートル）

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

C_d 張り間方向又はけた行方向のいずれか短い方の長さが四メートル未満の建築物であって、地階を除く階数が二の建築物の一階又は地階を除く階数が三の建築物の一階若しくは二階の場合には一・一三、その他の場合には一

C_g 令第八十八条第二項ただし書の規定により、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域内における建築物にあっては一・五、それ以外の建築物にあっては一

二 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等については、各階の構造耐震指標を次のイからハまでに、各階の保有水平耐力に係る指標をニに定めるところによりそれぞれ求め、これらの指標に応じ別表第六により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_s = \frac{E_0}{F_{es} Z R_t}$$

この式において、 I_s 、 E_0 、 F_{es} 、 Z 及び R_t は、それぞれ次の数値を表すものとする。ただし、 F_{es} については、地震時における建築物の形状が当該建築物の振動の性状に与える影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

I_s 各階の構造耐震指標

E_0 各階の耐震性能を表すものとして、各階の保有水平耐力及び各階の^{じん}靱性を考慮してロに定めるところにより算出した数値

F_{es} 令第八十二条の四第二号に規定する F_{es} の数値

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

R_t 令第八十八条第一項に規定する R_t の数値

ロ イに定める建築物の各階の E_0 は、次の(1)の式によって得られる数値又は次の(2)の式によって得られる数値（当該建築物の構造耐力上主要な部分である柱、壁若しくははり又はこれらの接合部が、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれがなく、かつ、当該建築物の特定の部分に生ずる塑性変形が過度に増大しないことが確かめられる場合には、これらの式の右辺に次の(3)の式により得られる割増係数を乗じることができるものとする。）のいずれか大きなものとする。ただし、各階の E_0 は、塑性変形の度が著しく低い柱が存在する場合又は地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱のみの耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては次の(1)の式に

よって計算するものとするほか、建築物の保有水平耐力及び^{じん}靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$(1) E_0 = \frac{Q_u F}{WA_i}$$

$$(2) E_0 = \frac{\sqrt{(Q_1 F_1)^2 + (Q_2 F_2)^2 + (Q_3 F_3)^2}}{WA_i}$$

$$(3) \alpha = \frac{2(2n+1)}{3(n+1)}$$

(1)から(3)までの式において、 E_0 、 Q_u 、 F 、 W 、 A_i 、 Q_1 、 Q_2 、 Q_3 、 F_1 、 F_2 、 F_3 、 α 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_0 イに定める E_0 の数値

Q_u 各階の保有水平耐力

F 各階の^{じん}靱性を表す数値で、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあつては、当該階に作用する地震力の多くを負担する架構の種類に応じた別表第七に掲げる F_i と、その他の階にあつては、当該階に作用する地震力の多くを負担する柱又は壁の種類に応じた別表第八に掲げる F_i とする。ただし、当該階の地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱の耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあつては、当該柱を含む架構の種類に、その他の階にあつては、当該柱の種類に応じた数値としなければならない。

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）

A_i 令第八十八条第一項に規定する当該階に係る A_i の数値

Q_1 ハに定める第一グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第一グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

Q_2 ハに定める第二グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第二グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

Q_3 ハに定める第三グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第三グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

F_1 第一グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等の F_i の最小値

F_2 第二グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等の F_i の最小値

F_3 第三グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等の F_i の最小値

α 割増係数

n 建築物の地階を除く階数

ハ 別表第七及び別表第八に掲げる F_i の大きさに応じ、架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「架構等」という。）を三組に区分する場合において、 F_i の最も小さな架構等を含む組を第一グループ、 F_i の最も大きな架構等を含む組を第三グループ、その他の組を第二グループとする。

ニ 建築物の各階の保有水平耐力に係る指標は、次の式により計算すること。

$$q = \frac{Q_u}{F_{es} W Z R_t A_i S_t}$$

この式において、 q 、 Q_u 、 F_{es} 、 W 、 Z 、 R_t 、 A_i 及び S_t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q 各階の保有水平耐力に係る指標

Q_u ロに定める Q_u の数値

F_{es} イに定める F_{es} の数値

W ロに定める W の数値

Z イに定める Z の数値

R_t イに定める R_t の数値

A_i ロに定める A_i の数値

S_t 建築物の構造方法に応じて定まる数値で、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては〇・二五、その他の構造方法にあっては〇・三とする。

三 建物に附属する組積造の塀については、その前面道路に面する部分が次に掲げる基準に適合するかどうかを確かめ、別表第九により地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により塀の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。

ロ 次に掲げる基準に適合すること。

(1) 地震時に生じる力に対して、鉄筋等により壁の一体性が確保されていること。

(2) 地震時に生じる力に対して、鉄筋等により壁と控壁等の一体性が確保されていること。

(3) 壁及び控壁等の重量による復元モーメントと縦筋等による降伏モーメントの和が、地震時に生じる力により壁の基礎より上の部分において当該塀の面外方向に作用するモーメントを上回ること。

ハ 壁、控壁等及び基礎部の重量による復元モーメントと基礎根入れ部の周辺地盤等による抵抗モーメントの和が、地震時に生じる力により壁の面外方向に作用するモーメントを上回ること。

四 建築物の敷地については、次に掲げる基準に適合するかどうかを確かめること。

イ 高さが二メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地にあつては、当該擁壁が次

の基準に適合すること。ただし、当該擁壁の崩壊が、周囲の建築物に被害を与えるおそれがなく、かつ、当該擁壁が崩壊する場合においても当該敷地内の建築物の基礎が地震時に生じる力を地盤に安全に伝えることができることを確かめられる場合は、この限りでない。

- (1) 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。
- (2) 石造の擁壁にあつては、裏込めにコンクリートを用いること等により、石と石とを十分に結合したものであること。
- (3) 擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等を詰めること等の措置が講じられていること。
- (4) 擁壁が垂直方向に増設されている場合にあつては、当該擁壁全体が地震時に生じる土圧等により崩壊しないことが構造計算等により確かめられたものであること。

ロ かけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地にあつては、次のいずれかの基準に適合すること。

- (1) イ(1)から(4)までに掲げる基準に適合する擁壁の設置その他安全上適当な措置が講じられていること。
- (2) 当該敷地内の建築物について、がけから安全上支障のない距離が確保されていること等により、被害を受けるおそれのないことが確かめられること。

ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地にあつては、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じることがないように適当な地盤の改良等が行われていること。

第二 建築物の耐震改修の指針

建築物の耐震改修は、耐震診断の結果に基づき、当該建築物及びその敷地が第一に定める地震に対して安全な構造となるように、当該建築物の構造耐力上主要な部分、建物に附属する組積造の塀及び当該建築物の敷地について、次に掲げる基準に適合する方法によって行うものとする。

- 一 建築物を使用しつつ耐震改修を行う場合にあつては、構造耐力上主要な部分を釣合よく配置し、地震の震動及び衝撃に対して一様に当該建築物の構造耐力が確保されるものとする。
- 二 耐震改修による地盤の沈下又は変形に対して、建築物の基礎を構造耐力上安全なものとする。
- 三 木造の建築物等にあつては、前二号に適合するほか、次の方法によること。
 - イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、軸組を構成する柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材に合板をくぎで打ち付けること等によって軸組を補強すること。
 - ロ 筋かいは、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、か

すがい、くぎその他の金物で緊結し、構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結すること。

ハ 地盤の沈下又は変形に対して、構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部、土台及び基礎が構造耐力上安全なものとなるように、当該柱の下部若しくは土台を基礎に緊結し、足固めを使用し、又は基礎を鉄筋コンクリートで補強すること。

ニ 外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分又は柱、筋かい及び土台のうち、地面から一メートル以内の部分には、有効な防錆措置を講ずるとともに、必要に応じて、白蟻^{あり}その他の虫による害を防ぐための措置を講ずること。

四 鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物の鉄骨造の部分については、第一号及び第二号に適合するほか、次の方法によること。

イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、筋かいを補強し、又は増設すること。この場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないものとする。

ロ 柱若しくははり又はこれらの接合部が、局部座屈、破断等を生ずるおそれのある場合においては、これらの部分を添板等によって補強すること。

ハ 柱の脚部の基礎との接合部において、アンカーボルトの破断、基礎の破壊等の生ずるおそれのある場合においては、当該柱の脚部を鉄筋コンクリート造の基礎に埋め込むこと等によって当該接合部を補強すること。

ニ 腐食のおそれのある部分に使用する鋼材には、有効な錆^{さび}止めを講ずること。

五 鉄筋コンクリート造等（組積造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造をいう。以下この号において同じ。）の建築物又は鉄筋コンクリート造等とその他の構造とを併用する建築物（いずれも建物に附属する組積造の塀を除く。）の鉄筋コンクリート造等の部分にあつては、第一号及び第二号に適合するほか、次の方法によること。

イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、壁を厚くすること等により補強し、又は壁若しくは鉄骨造の筋かいを増設すること。

ロ 柱がせん断破壊等によって急激な耐力の低下を生ずるおそれのある場合には、当該柱に鋼板を巻き付けることその他の靱性^{じんせい}をもたせるための措置を講ずること。

六 建物に附属する組積造の塀にあつては、第一号及び第二号に適合するほか、塀に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、一体性の確保及び転倒防止のための補強又は高さの低減等を行うことその他安全上必要な措置を講ずること。

七 建築物の敷地にあつては、次の方法によること。

イ 高さが二メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地であつて、当該擁壁の崩壊により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、当該擁壁について、地盤アンカー体、格子状に組み合わせた鉄筋コンクリート造の枠等を用いて補強するこ

と。

- ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地であって、がけ崩れ等により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、新たに擁壁を設置すること、イに定める方法により擁壁を補強すること、がけの下の建築物にあっては土砂の流入を防止するための防護塀を設けることその他安全上必要な措置を講ずること。
- ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地であって、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じるおそれのある場合においては、締固め等により地盤の改良を行うこと、当該建築物の基礎の構造を鉄筋コンクリート造のべた基礎とすることその他安全上必要な措置を講ずること。
- 八 前各号に定めるもののほか、建築物が地震に対して安全な構造となるように有効な措置を講ずること。

別表第一

構造耐震指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	I_w が〇・七未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(二)	I_w が〇・七以上一・〇未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(三)	I_w が一・〇以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、 I_w は、構造耐震指標を表す数値とする。		

別表第二

	軸組の種類	倍率
(一)	塗り厚が九センチメートル以上の土塗壁（中塗り土の塗り方が両面塗りのものに限る。）	三・九
(二)	厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材又は径九ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が平成十二年建設省告示第千四百六十号（以下「告示第千四百六十号」という。）第一号の規定に適合しないものに限る。）	一・六
(三)	厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第一号の規定に適合しないものに限る。）	一・九
(四)	厚さ四・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第一号の規定に適合しないものに限る。）	二・六
(五)	九センチメートル角以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第一号の規定に適合しないものに限る。）	二・九

	る。)	
(六)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付け、これにラスシート、ワイヤラス又はメタルラスを止め付けたモルタル塗りの壁を設けた軸組	一・六
(七)	柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材の片面に窯業系サイディングをくぎ又はねじ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するG N F 四〇、G N C 四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・七
(八)	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の木材を五十センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、窯業系サイディングをくぎ又はねじ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するG N F 四〇、G N C 四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・七
(九)	柱及び間柱の片面にせっこうボード（J I S A六九〇一（せっこうボード製品）一一九九四に適合するせっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。以下この表において同じ。）をくぎ又はねじ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するG N F 四〇、G N C 四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・二
(十)	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートルの木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱にくぎ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、せっこうボードをくぎ又はねじ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するG N F 四〇、G N C 四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・二
(十一)	厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔が三十センチメートル以下のものに限る。）	一・三

	及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、せっこうボードをくぎ又はねじ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するG N F四〇、G N C四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	
(十二)	構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和五十一年農林水産省告示第八百九十四号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁に用いる場合は特類に限る。）で厚さが七・五ミリメートル以上のものに限る。）を柱及び間柱にくぎ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	二・五
(十三)	化粧合板で厚さが五・五ミリメートル以上のものを柱及び間柱にくぎ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するN三八又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・四
(十四)	厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔が三十センチメートル以下のものに限る。）及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、化粧合板で厚さが五・五ミリメートル以上のものをくぎ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するN三八又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・〇
(十五)	令第四十六条第四項の表一の(一)から(八)まで又は(一)から(十四)までに掲げる壁又は筋かいを併用した軸組	併用する軸組の令第四十六条第四項の表一の(一)から(八)までの倍率の欄に掲げる数値に

		一・九六を乗じた数値又は(一)から(十四)までの倍率の欄に掲げる数値の和(当該数値の和が九・八を超える場合は九・八)
--	--	--

別表第三一

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法	低減係数
二・五未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	〇・七
		その他の接合方法としたもの	〇・七
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	〇・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	〇・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限	〇・七

	に足固めを設けたものに限る。)	る。)	
	その他の基礎	その他の接合方法としたもの	○・七
	その他の基礎	—	○・七
二・五以上 四・〇未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・八
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・六
		その他の接合方法としたもの	○・三五
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。)	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・七
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・六
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・五
		その他の接合方法としたもの	○・三五
	その他の基礎	—	○・三五
	四・〇以上 六・〇未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの
告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの			○・六五
告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内に			○・四五

		ある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	
		その他の接合方法としたもの	○・二五
	著しいひび割れのある鉄筋	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・六
	コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・四五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・三五
		その他の接合方法としたもの	○・二五
	その他の基礎	—	○・二五
六・〇以上	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・三五
		その他の接合方法としたもの	○・二
	著しいひび割れのある鉄筋	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・六
	コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚	告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・三五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限	○・三

	に足固めを設けたものに限る。)	る。)	
		その他の接合方法としたもの	○・二
	その他の基礎	—	○・二
この表において、最上階の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。			

別表第三—二

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法	低減係数
二・五未満	—	—	一・〇
二・五以上 四・〇未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・八
		その他の接合方法としたもの	○・八
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・九
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・九
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・八
		その他の接合方法としたもの	○・八
その他の基礎	—	○・八	
四・〇以上	鉄筋コンク	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法	一・〇

六・〇未満	リート造のべた基礎又は布基礎	としたもの	
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	〇・九
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	〇・七
		その他の接合方法としたもの	〇・七
著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	その他の基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	〇・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	〇・八
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	〇・七
		その他の接合方法としたもの	〇・七
		—	〇・七
六・〇以上	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	〇・八
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	〇・六
		その他の接合方法としたもの	〇・六
	著しいひび	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法	〇・八

割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。)	としたもの	
	告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・七
	告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・六
	その他の接合方法としたもの	○・六
その他の基礎	—	○・六
この表において、地階を除く階数が三の建築物の二階部分の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。		

別表第四

側端部分の壁量充足率	上欄の側端部分の反対側の側端部分の壁量充足率	直上階の床の仕様	低減係数
○・三三未満	○・三三未満	—	—・〇
	○・三三以上○・六六未満	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・七
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・五
		その他の仕様	○・三
	○・六六以上一・〇未満	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・六
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・四五
		その他の仕様	○・三
	一・〇以上	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・六

		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・四五
		その他の仕様	○・三
○・三三以上 ○・六六未満	○・三三以上○・六六未満	—	—・〇
	○・六六以上一・〇未満	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・八
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・八
		その他の仕様	○・七五
一・〇以上	—	○・七五	
○・六六以上	○・六六以上	—	—・〇

この表における壁量充足率の算定方法については、平成十二年建設省告示第千三百五十二号第一号及び第二号の規定を準用する。この場合においては、同告示第一号中「令第四十六条第四項の規定の表一の数値」とあるのは「令第四十六条第四項の規定の表一の数値に一・九六を乗じたもの又は別表第二の数値」と、「同項の表二の数値」とあるのは「別表第五の数値」と、それぞれ読み替えるものとする。

別表第五

建築物の種類		単位床面積当たりの必要保有耐力（一平方メートルにつきキロニュートン）					
		階数が一 の建築物	階数が二 の建築物の 一階	階数が二 の建築物 の二階	階数が三 の建築物 の一階	階数が三 の建築物の 二階	階数が三 の建築物 の三階
(一)	土蔵造の建築物 その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	○・六四	一・四一	○・七八	二・〇七	一・五九	○・九一
(二)	(一)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料で	○・二八	○・八三	○・三七	一・三四	○・九八	○・四三

	ふいたもの						
(三)	(一)及び(二)に掲げる建築物以外の建築物	〇・四	一・〇六	〇・五三	一・六六	一・二五	〇・六二
この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。							

別表第六

構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	I_s が〇・三未満の場合又は q が〇・五未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(二)	(一)及び(三)以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(三)	I_s が〇・六以上の場合で、かつ、 q が一・〇以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、 I_s 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 I_s 各階の構造耐震指標 q 各階の保有水平耐力に係る指標		

別表第七

架構の種類		鉄骨造の架構の F_t の数値
(一)	柱及びはりの座屈が著しく生じ難く、かつ、これらの接合部、筋かいの接合部及び柱の脚部の基礎との接合部（以下この表において「接合部」という。）の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	四・〇
(二)	柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの	三・〇
(三)	柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が生じ難いこと等のため、耐力が急激に低下しないもの	二・五
(四)	接合部の破断が生じ難いが、柱及びはりの座屈が生じ易いこと等のため、耐力が低下するもの	二・〇
(五)	柱及びはりの座屈が生じ易く、かつ、接合部に塑性変形が著しく生じ易いこと等のため、耐力が急激に低下するもの	一・五
(六)	接合部又は筋かいの破断が生じ易いもの又は(一)から(五)までに掲げるもの以外のもの	一・〇

この表において、 F_i は、架構の^{じん}靱性を表す数値とする。

別表第八

柱又は壁の種類	鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁の F_i の数値	鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁以外の柱又は壁の F_i の数値
(一) せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い柱	三・五	三・二
(二) せん断破壊が著しく生じ難いはりに専ら塑性変形が生ずる架構の柱	三・五	三・〇
(三) せん断破壊が生じ難いため、塑性変形の度が高い柱	二・四	二・二
(四) せん断破壊が生じ易いはりに専ら塑性変形が生ずる架構の柱	二・〇	一・五
(五) 塑性変形の度は高くないが、せん断破壊が生じ難い柱	一・三	一・三
(六) せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い柱	一・三	一・〇
(七) せん断破壊が著しく生じ易いため、耐力が急激に低下する柱	一・〇	〇・八
(八) 基礎の浮き上がり等により回転変形を生ずる壁	三・五	三・〇
(九) せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い壁	二・五	二・〇
(十) せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い壁	一・三	一・〇

この表において、 F_i は、柱又は壁の^{じん}靱性を表す数値とする。

別表第九

	別添第一第三号に掲げる基準への適合性	塀の地震に対する安全性
(一)	別添第一第三号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(二)	別添第一第三号に掲げる基準のいずれにも適合する場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(3) 沖縄県地域防災計画 (令和3年6月修正)(抜粋)

第1編 共通編

第3章 災害予防計画

第2節 災害に強いまちづくり

第4款 建築物の対策

1 防災建築物・構造物等の建設の促進

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

(1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

ア 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等と比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

エ 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震化の促進(実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、教育委員会、市町村)

県は、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進移管する法律(平成7年法律第123号)」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進し、同計画に掲げた耐震化目標(令和2年度までに、住宅及び特定建築物95%、県所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%)を達成するため、耐震診断及び改修に係る広報及び相談、建築物所有者や市町村への支援策等を推進するとともに、推進に必要な体制や制度の整備、計画の進捗管理を行う。

市町村は、同計画を踏まえ、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標(市町村所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%)の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

そのほか、建築物における天井の脱落等の防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

(3) 建築物等の耐風及び耐火対策の促進

県及び市町村は、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐

火対策を促進するものとする。

また、県及び市町村所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

(4) ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示されたが、本県の場合、台風等の強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されていることから、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施・検討する。

ア 調査及び改修指導

市町村は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

イ 指導及び普及啓発

県は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

(5) 公共建築物等の定期点検及び定期検査

県及び市町村は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

(6) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(7) 建築物等の適切な維持保全の周知と耐風対策の促進

県及び市町村は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努める。とともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。